

# 応用哲学会第十三回年次研究大会 予稿集

2021年5月22日(土)・23日(日)  
オンライン開催

佐藤 広大

## 実践的知識という概念のパズル

本発表の主題は、実践的知識である。実践的知識とは、行為者が自分の意図的行為について持つ知識のことである。たとえば、私は自分が発表予稿を作成していることを知っている。

ところで、T. Grünbaum (2009), “Anscombe and practical knowledge of what is happening” などでも指摘されているように、我々はこの実践的知識について二つの衝突する直観を持っているように思われる。第一の直観は、実践的知識は観察や推論によらないという直観である。私は自分が発表予稿を作成していることを、観察したり推論したりせず知っているだろう。私は「今何をしているのか」と尋ねられたら、すぐに「発表予稿を作成している」と答えることができる。第二の直観は、実践的知識は観察や推論によるという直観である。発表予稿を作成するためには、パソコンの画面を注意深く見るなどしながら、自分がしていることをつづさに観察する必要があるだろう。あるいは、昨年に発表予稿を作成した経験と作りかけのテキストファイルの現状を踏まえて、この調子なら自分は発表予稿を作成していると言えるかと推論するかもしれない。このような二つの直観の衝突というパズルを、実践的知識という概念は生み出す。

このパズルに対する代表的な解決策として、次の二つのものが知られている。第一の解決策を「技能説」と呼ぼう (R. O’Connell (2020), ““I do what happens”: the productive character of practical knowledge”など)。技能説によれば、ある意図的行為についての知識が観察や推論によらないのは、その行為が行為者の獲得した技能の行使によるものだからであり、技能を行使するために、いちいち観察したり推論したりする必要はない。この解決策の最も深刻な欠点は、たとえ技能を行使していたとしても、意図的行為は失敗しうるので、観察や推論が必要だと思われることだろう。たとえば、私がキーボードを打つ技能を獲得していて、その技能を正しく行使していたとしても、パソコンが故障していて文字が入力できておらず発表予稿を作成していないことがありうる。そこで登場するのが、第二の解決策である。この解決策を「知覚説」と呼ぼう (J. Schwenkler (2015), “Understanding “practical knowledge””など)。知覚説によれば、実践的知識は、観察や推論にはよらないが、知覚にはよるものである。パソコンが故障している例において、パソコンの画面や自分がしていることを知覚すれば、パソコンを修理に出すなどして行為の失敗を修正し、発表予稿を無事に作成することができるだろう。そして、このような知覚は行為を能動的に生み出すので、行為に受動的に従うだけの観察とは異なると説明される。

本発表で検討するのは、これら二つの解決策のうちどちらがより優れているかということである。とりわけ、知覚説の支持者が、技能説に満足できない理由として、意図的行為が失敗しうることを指摘するのが本当に妥当なのかどうかを問題にする。こうした検討を通

じて、本発表は、最終的に、知識についての理論はその知識の対象が失敗する可能性に対してどれくらい敏感になるべきかということの問題にすることになるだろう。

銭 清弘

## 駄作を愛でる／傑作を呪う

『プラン9・フロム・アウトースペース』(1959)は最高の映画だ。ペラペラのUFOやおよそやる気を感じられないゾンビ(?)に思わず笑ってしまうだけでなく、支離滅裂な展開はそれ自体、西洋合理主義を相対化する攪乱的試みであり、思想的な深みもある。一方、『2001年宇宙の旅』(1968)は全然だめだ。展開は冗長すぎるし、音楽は大げさでわざとらしい。スターチャイルドの造形はすごください。このような評価をするとき、評価者はなにをしているのか。

『プラン9』はふつう駄作として、『2001年』はふつう傑作として紹介される。最も熱心な擁護者ですら、『プラン9』は皆が認める傑作である」とは言わず、『プラン9』は、実のところ傑作である」と言う。ここで、芸術作品の価値について、主流の評価を認めつつそれとは反対の評価を行うことを「逆張り評価」と呼び、典型的にはこれを導くような姿勢をもとにした鑑賞をさして「逆張り鑑賞」と呼ぼう。本発表はとりわけ映画作品に関する逆張りの分析を通して、批評の公共性について考える。

第一部では、作品の価値に関する理由付けのプロセスを整理する。まずは、作品全体への価値付けから、作品性質の価値付けへと話を移す。一般的に、作品はなんらかの性質ゆえにより良く／より悪くなり、各評価の総和ないし平均として作品全体の良し悪しが問われる。ここで、ある性質がある作品においては利点だが、別の作品においては中立的ないし欠点であるといった事態（『プラン9』はナンセンスゆえに良くない）が「『ざくろの色』(1971)はナンセンスゆえに良い」が生じるが、これを説明する枠組みとして、矛盾する評価をパラフレーズによって解消する立場と、一方を端的に誤りとみなす立場を検討する。前者によれば、それぞれの評価は省略的であり、なんらかの別の性質との連合によって各性質の位置づけが変わるか、あるいは、作品の属する文脈次第で各性質の位置づけが変わる。後者は、一般的で普遍的な評価規準や理想的鑑賞者を持ち出すことで、評価のどちらかは端的に誤ったものだとする。本発表は、普遍的な評価基準が考えづらいことと、理想的鑑賞者ですらある性質に関する評価が相違しうることを理由として、後者の立場を拒絶する。

第二部では、逆張りの構成と前提を明らかにする。逆張り鑑賞は必ずしも逆張り評価をもたらすとは限らず、逆張り評価は必ずしも逆張り鑑賞を前提とするわけではない。典型的な逆張りを特徴づけるのは、「主流の評価」に対する意識的な離反であり、これは逆張り評価に先立ち、主流評価との接触を要請する。これを踏まえ、逆張り評価に至る五つの道筋を示す。また、過大評価と過小評価のそれぞれにおいて、(A)欠点／利点とされる性質を中立とみなし無視する、(B)中立的ないし欠点／利点とされる性質を利点／欠点とみなし強調する、(C)利点／欠点とされる性質をことさらに誇張する、といった操作が含まれることを示す。

第三部では逆張りが規範的に望ましくないとすればどう望ましくないのでかを考える。鑑賞において参照すべきカテゴリーの「正しさの規準」としては、(1)作品に顕著な特徴を拾い上げる、(2)価値を最大化する、(3)作者の意図に沿っている、(4)慣習的に確立している、といった要件がしばしば挙げられる。しかし、これらの要件を一斉に満たすことは困難であり、ある要件を満たすことがしばしば別の要件に反するという事情がある。まず、逆張りの不適切さを指摘する術として、作者の意図を持ち出すアプローチを検討する。ここで持ち出される意図については、(3a)現実の作者による意図に依拠する、(3b)作者に関して仮説される意図に依拠する、(3c=2)価値最大化のもとに意図への依拠を含める、といったアプローチが考えられ、それぞれ説明上の利点と欠点を抱えている。本発表は、適切なカテゴリー選択の規範を(2)に集約させるアプローチに依拠しつつ、「逆張りは芸術的価値の最大化にはならない」という仕方で一括して批判する道筋を提示する。

豊島 史彬

## 力能の存在論と自然法則

### 傾向的最善体系説という選択肢

自然法則は、ニュートンの重力の法則や理想気体の法則を典型例として、物理学・化学といった科学全般において重要な役割を果たしている。そして分析的形而上学、なかでも近年研究が進む科学の形而上学においては、因果性・傾向性・反事実条件・偶然性といった諸概念とともに、自然的必然性に関係する中心的概念である。それゆえ自然法則の形而上学的探究は、性質の存在論といった形而上学的道具立ての科学（哲学）への応用という側面をもつ。

本発表では、傾向的性質ないし力能（power）の存在論を前提とする傾向性主義の枠組みにおいて、自然法則を形而上学的に考察する。自然法則の傾向的アプローチとしては、S. Mumford の消去主義（世界は根本的に無法則的（lawless）である）や A. Bird の還元主義（自然法則は力能に随伴（supervene）する）があげられるが、いずれも自然法則（の一般性）を十分にとらえているとはいえない。私は、近年提唱されている、傾向性主義と自然法則の最善体系説との組み合わせ——「傾向的最善体系説」とここでは呼ぶ——がより説得的であると考えている。

発表の前半は、予備的考察として、性質の存在論・自然法則・両者の関係性についての既存の研究を批判的に概観する。一般に性質は、様相的性格を有さない定言的性質（例：ガラスの分子構造）と有する力能（例：ガラスの脆弱性）の二種類に大別できる。現代の形而上学におけるヒューム主義とよばれる立場は、すべての性質は定言的であるとし、時空間上にある定言的性質の（非様相的な）分散へと自然的必然性を還元することで、自然法則性はそのような「ヒュームのモザイク」が生み出す規則性にすぎないと主張する。対して反ヒューム主義は、規則性に先立つ様相性を前提とし、自然法則性を原始的に様相的な存在者によって説明することを試みる。傾向性主義は、性質の（すべてでなくとも）一部は力能であるとする存在論において、反ヒューム主義的であるといえる。

自然法則のヒューム主義的アプローチの代表例である最善体系説によれば、自然法則は、定言的性質の分散をとらえ、かつ単純性と有益性と最適バランスをとった演繹体系の公理ないしは定理として特徴づけられる。対して反ヒューム主義的な理論としては、自然法則は還元不可能な何かと考える原始主義や、定言的な普遍者のあいだに「偶然的必然化」の関係を描定する Dretske-Tooley-Armstrong (DTA) 理論がある。私の考えでは、原始主義も DTA 理論も、最善体系説よりも説得的であるとはいえない。というのも、これらを含め反ヒュー

ーム主義理論が前提としやすい、“自然法則は世界を統治（govern）している”という見方の擁護が難しいからである。例えば、統治的法則観のもとでは力能の存在論も自然法則も存在論的に等しく重要であるという最新の見解は有力であるものの、そのような統治的自然法則を正確に定式化することには大きな困難が伴うと考えられる。

発表の後半は、傾向的最善体系説を擁護するために必要な要件として、ふたつの主張を展開する。まず、最善体系説がヒューム主義的であるとされるのは定言的性質の存在論と結びつくからこそであり、その核となる考えは力能の存在論とは整合的であることを確認する。次にそのふたつの主張に関して、第一に、世界にとって基本的な（特に物理学的な）自然法則を適切にとらえるためには、力能だけでなく（質的かつ非因果的に個別化される限りでの）定言的性質を含む二元論的な性質の存在論が好ましい。第二に、これまでの傾向的最善体系説の研究では、力能の分散を実世界におけるそれに限定するか、可能なすべての分散を考慮するかが論点のひとつになっているが、前者の考えがより説得的である。これには、私達が知りうるのは原理的に実世界における性質の分散のみであるという認識論的理由、そして最善体系説の精度向上という動機づけから後者を採用しても、力能の存在論がカバーできる（法的）規則性にはそもそも限界があるという形而上学的理由があげられる。

なお、私の主張を鑑みたとしても、傾向的最善体系説はヒューム主義的最善体系説より大きく優れているとは必ずしもいえない。ヒューム主義者は、最善体系説への従来の批判に体系的に対応できる余地があると思われるからである。しかしながら、力能の存在論は、因果性・様相といった他の自然的必然性のトピックの理論化に有益であり、それゆえ大局的には傾向的最善体系説の方が好ましいとはいえるかもしれない。この議論の根底には、広範囲の問題を体系的に解決しようとする形而上学的理論において果たす役割の観点から、存在論は評価されるべきであるという考えがある。

北野 孝志

## ロボットの「身体性」と「ぬくもり」

——ケアロボットの技術評価からの一考察——

ドイツの連邦議会技術評価局 (TAB) の代表でもある技術哲学者グルンヴァルトは、通常普遍的とみなすことのできるテクノロジーそのものが異なる文化的背景を持ち、その文化に依存して研究開発されていると指摘する。そして、そのようなテクノロジーについて評価する際にも、そうした文化の違いを考慮に入れなければならないと考えている (Grunwald [2019a])。

さらにグルンヴァルトによると、技術評価においては文化的背景の違いにしたがって新しいテクノロジーの未来の発展や、その社会への影響が変わってくるだけでなく、我々の現在の自己理解そのものを浮き彫りにすることができる。グルンヴァルトは、このような技術評価のあり方を「解釈学的」と特徴づけることによって、新しいテクノロジーだけでなくその技術評価自体がそれぞれの文化を反映していることを明らかにする一方で、それを超えて考えていく道筋を示そうとしている (Grunwald [2016])。本発表では、TAB において実際に実施されたケアロボットの技術評価を踏まえながら、文化的背景による違いが我々に何を示唆しているのか明らかにし、こうした技術評価が持つ意義について考察したい。

TAB では、特に日本などで癒しの目的や介護の現場での活用を想定したケアロボットの開発が積極的に進められているということに影響され、2016年から2017年にかけてケアロボットに関する TA プロジェクトを実施し、その成果として2018年に『介護におけるロボット工学と支援のためのニューロテクノロジー—社会的諸課題—プロジェクト「人間と機械の脱境界化」の深化』と題した研究報告書を発表した (Kehl)。その中でも、ドイツをはじめとするヨーロッパとその他の国々のケアロボットの考え方の違いが示唆されている。

こうした研究も踏まえてグルンヴァルトは、西洋諸国と日本といった文化の違いの影響を指摘しており (Grunwald [2019b])、その背景として西洋ではヨーロッパの啓蒙主義やアメリカのプラグマティズムの伝統に根ざしているのに対し、アジアなど別の文化的伝統に根ざしている地域もあると述べている (Grunwald [2019a])。そして、ケアロボットの技術の場合、ヨーロッパでは、ロボットはあくまでも単なる機械、つまり物体であり、決して主体とはならないという考え方で、その開発が関係者の身体的支援、負担軽減に特化してより慎重に進められる方向にある (Kehl)。

では、日本において積極的に研究開発が進められているケアロボットの技術には、他の国々と比べてどのような違いがあるのでしょうか。機械 (物体) であるロボットが人間と同様にプログラミングできるのかどうかを問題にするグルンヴァルト (Grunwald [2016]) や TAB はそこまで言及していないし、彼らのように「二元論的」な立場に立つ限りでは言及しえない



ことかもしれないが、その違いとして「身体性」というものがあるように思われる。そしてそれは、単に姿形が人間に類似しているということや人間と同じ機能を持っているということでは満たされない何かなのではないであろうか。ここでは、その「身体性」を「ぬくもり」という側面から考える可能性を示したい。

身体の「ぬくもり」として主に3つのものを取り上げる。1つは、触覚的な「ぬくもり」、すなわち「肌」の「ぬくもり」、2つ目は視覚的な「ぬくもり」、すなわち「まなざし」の「ぬくもり」、3つ目は聴覚的な「ぬくもり」、すなわち「声」(言葉)の「ぬくもり」である。このような「ぬくもり」は、単に表面温度や認知機能のデータ、あるいは音といった数値の指標というよりも、相手にとって自分自身に向けて感じられるようなものを表しているように思われる。本発表では、この点について詳しく論じたい。

このように、日本とその他の国々とのケアロボットの技術の違いとして、「身体性」、それもその「ぬくもり」という側面を考えることにより、それが次のことを意味しているように思われる。つまり、ケアロボットを人間と代替可能なものとして導入し発展させていくためには、ロボットに「ぬくもり」をどのように「入れ込んでいく」かが鍵となるということである。その一方で、こうした「ぬくもり」の導入は別の問題を引き寄せてしまうのではないであろうか。つまり、ヨーロッパのようにロボットを物体として考える限りでそのロボットの責任といった問題が(たとえ関心を持って論じられるとしても)研究開発の場面でそれほど重要なものとして生じてこないのに対し、「ぬくもり」を持ったロボットの場合その「身体性」によって責任、それも「相互主観的」な意味での責任の問題が生じてくるように思われるのである。

本発表では、ケアロボットの技術評価を通して、人間そのものの自己理解のあり方、さらにはその人間の代わりとして考えられるロボットの意義を問い直すとともに、それがもたらす課題についてこれまでとは違った角度から考えることを目標とする。

#### 参考文献

- Grunwald, A. [2016], *The Hermeneutic Side of Responsible Research and Innovation*, London, 2016.
- - [2019a], *Technology Assessment in Practice and Theory*, New York, 2019.
- - [2019b], *DER UNTERLEGENE MENSCH. Die Zukunft der Menschheit im Angesicht von Algorithmen, künstlicher Intelligenz und Robotern*, München, 2019.
- Kehl, Ch., „Robotik und assistive Neurotechnologien in der Pflege – gesellschaftliche Herausforderungen - Vertiefung des Projekts »Mensch-Maschine-Entgrenzungen«, *TAB-Arbeitsbericht* Nr. 177, Berlin, 2018.

吉田 廉

## アンスコムの実践的知識

私は知覚や聴覚などによって世界のありさまを知るが、世界についての知識を得る方法は認知的機能に限られてはいない。行為し世界のありさまを変えることによって、私は世界についての知識を得る。

ある洋館の一室に刺殺された男が横たわっているとしよう。このとき、私がおその男を刺殺した犯人であるかどうかで、その男についての知識を得る仕方は異なる。もし私が犯人ではないなら、不自然に床に横たわる男を見つけた私は、そばに駆けつけ刺し傷を確認してはじめてその男が刺殺されていることを知る。しかし私が犯人であるなら、私はその男が刺殺されていることを、観察によってではなく、自分が刺殺したが故に知っている。

世界に関する受容的な知識とは対比される、行為に関する知識を実践的知識 (practical knowledge) の名のもとに取り上げ、現代に復活させたのはエリザベス・アンスコムである。アンスコムは行為者が実践的知識を有することは意図的行為の本質的な規定であると考え、『インテンション』において実践的知識は意図的行為の原因であると主張した。すなわち、彼女は私がある行為を意図的にしていることの原因は、私がおその行為をしているという知識であるというテーゼを定立した。しかし、アンスコムのこのテーゼを額面通り受け取することは容易ではない。

まず、アンスコムのテーゼを意図的行為の必要十分条件を述べたものと理解することはできない。たしかに、私は意図的に行為することも、意図的に行為しないこともある。そして、意図的行為と非意図的行為に共通するのはそれがともに身体運動であるということである。これらは事実である。しかし、これらとアンスコムのテーゼを組み合わせ、実践的知識を伴う身体運動が意図的行為であるとか、実践的知識によって引き起こされた身体運動が意図的行為であると分析することはできない。なぜなら、この分析は循環を免れ得ないからだ。意図的行為を  $p$  と、実践的知識を  $I \text{ know } p$  と図式化すれば、この循環は明確になる。定義項である  $I \text{ know } p$  の一部として、被定義項たる意図的行為  $p$  が出現する分析は循環している。したがって、アンスコムの洞察は意図的行為の分析として理解することはできない。

さらに、実践的知識が意図的行為の原因であるという主張に、原因に関する通常の理解を持ち込むならば、いくつかの受け容れがたい結論を引き受けることになる。たとえば、原因は結果につねに時間的に先行すると考えるなら、実践的知識はその対象に時間的に先行するという結論を引き受けることになる。また、原因と結果は独立に理解されねばならないと考えるなら、実践的知識は意図的行為にとって通常の意味で原因であるとは言えない。

必ずしもこうした諸問題を避けるためではないが、実践的知識の原因性は多くの解釈者

によって作用因 (efficient cause) ではなく形相因 (formal cause) であると解釈されてきた。しかし、その内実は明らかではない。仮に形相因という補助線が有益なものであることを求めても、テキスト解釈上の難点は残る。本発表は実践的知識の原因性の内実を明らかにすることで、実践的知識の実相を解明することを目指す。

小関 健太郎

## キャラクターの図像と本質性

本発表の目的は、フィクショナルキャラクターの図像において、描写されているキャラクターに実際に帰される性質と整合しないように思われる図像内容も、当のキャラクターの正しい特徴づけとして寄与するという立場を、描写対象の同定 (identification) という観点から擁護し、その帰結を論じていることである。

マンガやアニメーションのキャラクターの多くがそうであるように、視覚的なフィクション作品においてキャラクターはしばしば図像によって提示される。実在の人物を描いた絵画が当の人物を描写しているのと同様に、フィクショナルキャラクターのイラストは当のキャラクターを描写しているように思われる。他方で、実在する描写対象が図像に先立つのに対して、フィクショナルキャラクターは図像によって初めて提示されることが可能であるという点で両者は異なっている。

図像は、描写対象がどのような性質を持つかなどのさまざまな内容 (content) を持つ。図像の内容が厳密にどのような性格のものであるかには議論があるが、本発表の関心となるキャラクターの描写に関わる内容のほとんどは「描写対象は人間である」や「描写対象は赤色の髪をしている」といった命題として表現することができるため、本発表ではこうした命題を図像の命題的内容、あるいは単に図像内容と呼ぶ。

現実または虚構の対象のいずれの場合にも、図像は必ずしも描写対象を厳格に写実的に描写しているとは限らず、その典型として図像における描写対象のデフォルメが挙げられる。例えば、私という人間を棒人間として描写することを考える場合、図像の棒人間において体にあたる部分は線であるが、描写対象である私の体は実際には線ではない。このような不一致のひとつの穏当な解釈は、図像の棒人間の体は省略的な描写であって、高々「描写対象には体がある」という程度の内容を有しているだけであると考えられることである。一方で、図像を見た目通りに解釈するならば、図像は「描写対象の体が線である」という内容を有しているということになる。このような描写対象とギャップがある内容を、高田 (2015) に従って本発表では分離された内容 (separation content) 、あるいは単に分離内容と呼ぶ。

ここで問題になるのは、分離内容と描写対象がどのような関係にあるのかということである。分離内容を単に度外視することができない理由として、分離内容に何らかの仕方で基づく性質も描写対象に帰されることがあることが挙げられる。高田 (2015) はフィクション作品の場合に関して、人間のキャラクターのかわいさや愛らしさが、(同論文の表現を命題的内容として言い換えれば)「描写対象の目は (極端に) 大きい」という分離内容やその他の分離内容に基づいている例を挙げている。ここで問題となっているのは次の点である。すなわち、他方で同時に、私たちはそのキャラクターの目が描写されているほど実際に大きいと

考えているのではないにも関わらず、なぜ実際と異なる内容に基づく性質を当の描写対象に帰属させることができるのだろうか？

本発表では、図像の描写対象に関する可能世界論的な分析に基づいて、図像に関する Hintikka (1975) の議論を手がかりに、描写対象の同定という観点からこの問題を検討する。本発表で擁護される中心的な主張は次の二点に整理できる。まず図像においては、分離内容は、形象に関する類似性以外の仕方でも描写対象の同定に寄与することができる。そしてキャラクターのような虚構的な描写対象が図像によって初めて提示される、あるいは描写対象に関して図像が権威的である場合には、描写対象が図像に先立つ場合と異なり、分離内容はしばしば描写対象の「正確な」同定に寄与する。この主張のもとで、分離内容に基づく性質を描写対象に帰属させることは、分離内容も (同定への寄与を通じて) 描写対象を正しく特徴づけているということによって正当化される。

高田敦史, 2015. 「図像的フィクショナルキャラクターの問題」. *Contemporary and Applied Philosophy*, 6: 16-36.

Hintikka, Jaakko. 1975. "Concept as Vision: On the Problem of Representation in Modern Art and in Modern Philosophy". In: *The Intentions of Intentionality and Other New Models for Modalities*, D. Reidel.

山名 諒

## どうして時間が流れるように見えるのか

——時間の動性のメタ投影主義——

目の前をバイクが通り過ぎるのを見たり、アクション映画の戦闘シーンを見たり、ヘッドフォンでピアノの旋律を聞いたりするとき、私たちは生々しい動性の感覚を得るだろう。この世界は動きに満ち溢れている。動的時間理論 (A 理論) は、経験の動性をうまく捉えているように思われる。動的時間理論によれば、世界には「現在」という特別な時点があり、その時点が過去側から未来側に向かって移動していく、つまり時間が経過する。しかし、物理学をはじめとする自然科学に「現在」は登場しない。さらに、相対性理論は動的時間理論と相性が悪い。その理由を大雑把に言うなら、相対性理論のもとで同時性は座標系に相対的であるが、時間経過に必要な「現在」は絶対的であること、すなわち座標系に依存せずに決定されるからだ。だが、仮に動的時間理論が誤りで、この世界に〈今〉はなく、それゆえ時間が流れていないとすれば、どうして私たちは生々しい動性を感じているのだろうか。現在や時間経過の存在を否定する静的時間理論 (B 理論・C 理論) は、この問いに答えなければならない。

この問いに対する静的時間理論側からの応答で主流となっているのは「錯覚主義」、つまり時間経過についての経験を錯覚としてみなすアプローチである。本発表では、錯覚主義の代表例としてポール [Paul, 2010] とレ・ペドウィン [Le Poidevin, 2007] を取り上げる。彼らはカラーファイ現象やフラッシュラグ効果を参照して、変化や運動の経験に伴う動性が、実は脳によって構築されたものであり、時間経過とは独立に生じると主張している。しかし彼らの議論は、変化や運動の経験への時間経過の関与を否定するのには十分ではないことが本発表で確認される。そしてその難点を克服する立場として、本発表では「メタ投影主義 (Meta-Projectivism)」を提案する。メタ投影主義に従えば、動的時間理論が捉えるとされる時間の動性は、「動性のクオリア」という、そもそも経験にそなわる性格である。動的時間理論が言うように今が動くことによって時間の動性が説明されると思われるのは、その動性のクオリアをそこに投影するからである。すなわちメタ投影主義は、動性の起源と核心を経験の方に見て取ることにより、時間経過と経験の動性との間の説明順序を逆転させるものである。

具体的には、次のような形でメタ投影主義を展開する。まず、滝の錯視に見られる運動残効 (motion aftereffect) を参照する。運動残効は、物体の運動についての情報と位置についての情報がある程度独立に処理される証拠としてしばしば用いられる。この現象をもとに本発表では、運動の知覚には位置変化と結びつかない動的な現象学、すなわち「運動感」が伴い、それゆえ運動の概念 (位置の連続的なバリエーション) と運動の現象学 (運動感) には

ギャップが存在すると提案する。しかしこのギャップに気づかず、動く今と運動感とを結びつけることによって、運動概念と現象学の間にあるギャップは、今が動く宇宙とブロック宇宙の間に転移する。こうして、静的時間理論には捉えられない動性を動的時間理論は扱うことができるという考えが生じると推察される。続いて、動く今と運動経験の関係についての先の説明を参考にして、時間経過と時間的経験についてのメタ投影主義的説明を一般的な形で提示する。その際、運動および変化の検出に伴う動的現象学の総称として「動性のクオリア」を導入する。メタ投影主義の説明を一般的な仕方では定式化するならば以下になる。すなわち、今の運動および時制変化をイメージするとき、そこには動性のクオリアが投影されているため、時間経過によって経験の動性が説明されると考えられてしまうのである。最後に、経験の動性をめぐる議論空間のうちにメタ投影主義を位置づけるならば、既存の論争布置をどのように変更すべきかを提案する。

七沢 智樹

## 人を幸福にする技術と技術的自己

——ポスト現象学から技術と人の幸福を考える——

1. 現代は技術の時代である。AI, Robotics, IoT, VR などの技術による第四次産業革命はますます人類社会の技術への依存度を高める。しかし、技術はどうあるべきか、よい技術とはなにか問うことは、十分になされているとは言えない。よい技術とはなにかという問いへの一つの答えとして、人を幸福 (well-being) にする技術はよい技術であるということがあげられる。なぜなら、幸福には様々な概念・定義がありえるが、人はそれぞれに幸福になることを求めて生きているということは否定できず、「人を幸福にするならば、その技術はよい技術である」と言えるからである。そして、実際に、技術を幸福 (well-being) のために使おうという流れが現代には存在する。しかし、そこには、潜在的な思想の対立がある。本発表では、この対立を超えるための技術的自己概念の具体的なメリット・デメリットを検討する。
2. 技術と幸福に関して、例えば、エンハンスメントの議論において人間の尊厳を守ることを重視してきた論者たち (サンデル、カスラ) は、例えそれが人の幸福をもたらすと想定される技術であっても、人間存在のあり方に介入する場合は否定的である。なぜなら、人間の尊厳であり、純粋な自己が侵されるからである。その反対に、エンハンスメント推進論者は、技術によって幸福は実現されること、さらには、未来においてあらゆる幸福は技術によって実現されることを主張する。しかし、これらの考えは人間の潜在的な能力や技術の可能性に対してあまりに楽観的であると言える。こうした対立があるため、BMI (Brain Machine Interface) のようなより介入度の高い技術に対しての倫理的検討は、潜在的な対立軸を抱えており論争の解決は行われていない。技術と幸福に関して論じる際にも、広く見れば一般の技術観 (SF などを含む) においても、こうした潜在的対立軸が存在していることを見て取ることが出来る。一方で、幸福の実現は、純粋な自己が自律的に得るものであって他律的に得るものではないという人間中心主義的考え方を両者は共有している。
3. こうした事態に、Ihde、Verbeek らのポスト現象学の概念 (Ihde 1990; Verbeek 2011=2015) を導入することを私は提案する。ポスト現象学は、技術に志向性を認め、技術によって幸福になる自己を、純粋な自己ではなく技術に媒介されたハイブリットな自己 (技術的自己) として論じることを可能にすると考えられる。そのためトランスヒューマニストのような現実離れした未来 (例えば不老不死など) を想定しなくとも、十分に、技術がもつ人を幸福にする作用を論じられると考えられる。
4. しかし、技術と幸福を考える上で、この技術的自己の考え方を導入することのデメリットも存在する。具体的には、技術と人の境界線が曖昧になり、技術それ自体に含まれる問題が見過ごされる可能性があることなどである。技術的自己の概念の検討には様々な視点 (設



計者・使用者・倫理学者など)からの考察の整理などが必要になるだろう。こうしたテーマについて発表を行う。

#### 参考文献

- Ihde, D., 1990, *Technology and the Lifeworld: From Garden to Earth*, Indiana University Press.
- Verbeek, P, 2011, *Moralizing technology: understanding and designing the morality of things*, University of Chicago Press. (鈴木俊洋 訳, 2015, 『技術の道德化：事物の道德性を理解し設計する』, 法政大学出版局.)

高田 敦史

## 価値の反目的論とバックパッシング説

本発表の目的は、T. M. スキャンロンの議論から、価値を論じる上で哲学的に重要な指針を取り出すことにある。

T. M. スキャンロンは、著名な著作 *What We Owe to Each Other* の中で、価値についてのバックパッシング説(buck-passing account of value)と呼ばれる見解を提示した。この見解は、幅広く受け入れられた見解とは言いがたいまでも、現在でも熱心に論じられている主題のひとつだろう。

一般的な解釈によれば、バックパッシング説では、価値は、理由によって還元的に定義される。

だが、スキャンロンの元の議論はもう少し入り組んでいる。バックパッシング説はもともと、価値についての目的論と呼ばれる立場の批判とともに提示された。つまり、価値についてのバックパッシング説という積極的見解は、価値についての反目的論—目的論は誤っている—という否定的見解とセットで論じられていたのだ。

本発表で注目したいのは、この価値の反目的論の側だ。私は、価値の反目的論を再構成した上で、それがバックパッシング説から独立した立場であり、独自の意義をもつことを論じる。そればかりか、両者の間にはむしろ一種の緊張関係があることを指摘する。

発表の前半では、まず、スキャンロンの元の論述に沿うかたちで、価値の目的論・反目的論がどのような立場なのかを明確化し、論証を再構成する。目的論と反目的論の対立点は、価値と理由の関係にある。

目的論者は、あらゆる価値を事態の望ましさと同一視する。わたしたちは、より望ましい事態をより多く促進する理由をもち、望ましくない事態を阻害する理由をもつ。目的論によれば、価値と理由の関係はこの促進／阻害という関係だけに制限される。くわえて、これはいかなる種類の価値についても成り立つ事柄とされる。例えば、価値の目的論者によれば、道徳的価値(／認識的価値／美的価値)は、事態の道徳的(／認識的／美的)望ましきであり、わたしたちは道徳的(／認識的／美的)に望ましい事態を促進する理由をもつ。

一方、価値の反目的論は、上記のふたつの主張を否定する。価値と理由の関係は、促進／阻害だけではないし、一部の価値は望ましい事態とは同一視できない。いわば、反目的論は、さまざまな価値の多様性に目を向ける立場だ。

スキャンロンは多様な価値の事例に目を向けることで目的論の反例をあげる。例えば、友情や科学を価値づけている人は、友情や科学に関連するさまざまな理由を認めるだろう。その中には友だちが病気である場合に、お見舞いに行く理由などが含まれるかもしれない。友情

に価値を認めることと、そのような理由を認めないことは不整合と見なされるだろうが、目的論はこうした事例をうまく説明することができない。

目的論と反目的論の対立が重要なのは、目的論が、多くの分野で、価値についてのデフォルトの立場として、根拠なく前提されることがきわめて多く、しかもさまざまな問題を生み出すからだ。例えば、Berker(2013)は認識的価値に関して、Lopes(2018)は美的価値に関して、目的論的立場の批判を行なっている。

発表の後半では、時間の許すかぎり、価値の反目的論とバックパッシング説の関係について論じる。両者の関係は決してストレートなものではない。というのは、反目的論が価値の多様性を強調する立場であるのに対し、バックパッシング説は、価値を還元的に定義することを試みるかぎり、さまざまな価値を一様に扱う立場だからだ。価値の反目的論から、バックパッシング説が帰結することはないし、むしろ、反目的論をとるならば、バックパッシング説ではなく、価値についての多元論を取る方が自然な選択肢となる。

ただし、価値の反目的論を採用した場合、バックパッシング説よりも弱い、少なくとも、バックパッシングの精神に近い指針が正当化される。というのは、目的論を認めない場合、さまざまな価値に関連する理由は一様な説明を許さないため、価値と理由の関係は、個別の探求を必要とするような実質的な論点となるからだ。Lopes(2018)が美的価値に関して行なっている区別で言えば、美的問題——美的価値の定義——だけではなく、規範的問題——美的価値がなぜ・いかにして・どのような理由を与えるか——が重要となる。

これを一般化して言えば、反目的論のもとでは、美的価値にかぎらず、いかなる価値についても、規範的問題がより重要な意義を帯びる。こうした探求は、理由の観点から価値を探求するという意味で、バックパッシングの精神に近い指針と見なすことができるだろう。

#### 参考文献

- Berker, Selim (2013). Epistemic Teleology and the Separateness of Propositions. *Philosophical Review* 122 (3):337-393.
- Lopes, Dominic McIver (2018). *Being for Beauty: Aesthetic Agency and Value*. Oxford University Press.
- Scanlon, Thomas (1998). *What We Owe to Each Other*. Belknap Press of Harvard University Press.

三富 雄介

## 一人称の信念は認識的に確実な信念でありうるか？

本発表では、一人称を主語とする命題的内容をもつ信念、特に心理的述語を含んでいる信念、またいわゆる「現れ」について述べているような信念（例えば「私は赤いものが見える」あるいは「私は赤く現れられている」）のクラスについて、そのクラスに属する信念の一般的な特徴として、一人称の信念が認識的に確実であるかどうか検討する。本発表の結論は、一人称の信念一般の特徴としてその信念を確実な信念とみなすことには、避けがたい困難があるというものである。

「確実性 (Certainty)」については、三つの区別を挙げることができる。(1) 認識主体に帰属される確実性か、それとも信念(命題)に帰属される確実性か、(2) 認識主体がその信念の価値を確信しているという意味での心理的確実性か、それともある信念の認識的地位に関係する意味での認識的確実性か、(3) 他のある信念と比較して別の信念がより高い認識的地位にあるという意味での関係的確実性か、それともある信念が最も高い認識的地位にあるという意味での絶対的確実性か。本発表で問題にする確実性とは、(1) については信念(命題)に帰属される確実性、(2) については認識的確実性、(3) については絶対的確実性の意味での確実性である。

本発表の意味で確実な信念の一例として、一人称の信念を挙げる代表的な論者は R. M. チザムであろう。彼は『人と対象』や『知識の理論 第3版』で、「自己を出現させる (self-presenting)」な心理状態に関する命題を、論理的な命題と並ぶ確実な命題とみなした。チザムの場合には、ある信念が自己を出現させる心理状態に関する信念であるというだけで、それが確実であるのに十分であったが、ほかの条件が必要であるとする論者もいる。例えば、P. D. クラインはある信念が確実であるためにはその信念が主観的に疑いを免れていることに加えて、客観的にも疑いを免れていなければならないと考えた。いずれにせよ、一人称の信念が確実であるかどうか考える上で重要なのは、主観的にその信念を疑いえないという点である。

一人称の信念が確実な信念であるという見方に対しては、「斑入りの雌鶏問題」や「セラーズのジレンマ」と呼ばれるいくつかの問題がある。これに対し本発表では、E. ソウザ& L. バンジョーの『認識的正当化』を参照しつつ、上記の問題は確実であるような一人称の信念についてある制限をかけることになるが、すべての一人称の信念が確実でないと結論することはできないという流れで、一人称の信念の確実性をいったんは擁護する。

しかしながら、一人称の信念を確実な信念の一例とみなすことにはやはり困難がある。問題になるのは、「一人称の主観的に疑いえない信念」の意味である。もし「主観的に歌が言えない」ということが、認識主体の心理的確実性を表現しているならば、その意味である信

念を疑いえないことはその信念が認識的に確実であることの原因にはならない。他方、もし「主観的に疑いえない」ということが、信念（命題）のもつなんらかの認識的性質を表現しているならば、その場合一人称の信念がそのクラスの特徴として認識的に確実であるとあらかじめ前提していなければ、一人称の信念一般がそのような認識的性質をもっているとは言えず、論点先取に陥っている。

したがって、本発表では、主観的な疑いえなさとは別の理由から一人称の信念のいくつかが確実であるとみなされる可能性までは否定しないものの、一人称の信念一般の特徴としてそのクラスに属する信念が確実であると考えることには困難があると結論する。

吉川 孝

## 変容的経験とものの見方の倫理学

——応用倫理学との接点を探る——

L. A. ポールの『Transformative Experience』（2014年、オックスフォード大学出版局）が注目を集めている（邦訳『今夜ヴァンパイアになる前に 分析的実存哲学入門』名古屋大学出版会 2017年）。本発表は、変容的経験をめぐる議論が道徳哲学においてははたしうる役割について考察する。

ポールにおける「変容的経験」は、個人の認識とともに個人そのもの（選好など）が変化するような経験である。子供をもつ、宗教的回心をする、革命に参加する、親の死を経験するなどがその例として挙げられており、人生のさまざまな局面において私たちは以前とは異なった自分になる。ポールにとっては、変容的な経験そのものよりも、この経験を引き起こす「変容的な選択」が中心的な課題になっており、自己統制的な行為者を念頭においたうえで、意思決定の合理性をめぐる問題が考察されている。行為の選択は現代の道徳哲学の主要なトピックであり、ポールの考察は意思決定をめぐる新たな論点を提示した点で大きな意味を持っている。しかし、行為の選択のみに焦点を合わせることは、人間理解や道徳哲学の問題設定としてそれなりに狭隘な前提に依拠しているかもしれない。私たちは他人や出来事との受動的な出会いによって変容的経験をこうむることがあるし、認識や選好や自己理解の変化が行為選択を方向づけることもある。変容的経験が行為の選択とは異なる水準において、あるいはその前提となる水準において大きな意味を持っている。

I. マードックは、「Vision and Choice in Morality」（1956年）において、私たちが行為を選択するときには「ものの見方」が支えになっており、そこに目を向ける必要性を強調する。マードックに影響を与えたのは、私たちの世界像と言語使用との関係に着目するウィトゲンシュタインであり、芸術の鑑賞や他者との邂逅によって私たちの経験が変容する場面を記述したサルトルである。サルトルの背景には、行為のみならず私たちの認識の倫理性を明らかにしたフッサールや気分を通じた自己変容を考察したハイデガーなどの現象学者がいる。マードックの「ものの見方の倫理学」は、ハイデガーをも受容するS. カヴェルにおいて「道徳的完成主義」と呼ばれる自己の哲学に結実する。一人称観点から経験に目を向けようとする道徳哲学の系譜が、従来の応用倫理学が扱ってきたような問題にとってどのような貢献をなしうるのかはそれほど明らかではない。

N. バウアーは、『How to Do Things with Pornography』（2015年）にて、日常言語の哲学と現象学（とりわけボーヴォワール）との接点のなかで、ものの見方の変化が性差別の問題において決定的な役割を果たすことを指摘している。例えば、「性的モノ化」という概念については、必要十分条件によって定義するよりも、現実社会のおおくの女性が男

性によってモノとして扱われ、抑圧されている場面に光を当てるフェミニストの「ものの見方」と結びつくことが重要である。私たちが新たな観点から人間関係を見るようになるとき、私たちにある種の変容的な経験が生じている。

私たちは特定の状況を生きており、そのなかで特定のものの見方を引き受け、それに拘束されている。したがって、自分のものの見方を変えたり、他者のものの見方に働きかけたりすることは、道徳的思考に不可欠である。このような発想は、私たちの思考が特定の条件からなされ、それなりに偏ったものであることを踏まえている。思考の偏りから出発する道徳哲学にとっては、私たちがどのようなものの見方をしているのか、他者のものの見方に出会うことで自分のものの見方がどのように変化するのが大きな関心事になる。

鈴木 聡

## Question, Utility, Information, and Measurement

The theory of a question and its answers is one of the most popular topics in the philosophy of language (cf. Cross and Roelofsen (2020)). In this talk, we would like to argue about the crossroads of the theory of a question and its answers, decision theory, and information theory in terms of measurement theory (cf. Krantz et al. (1971)). According to van Rooij (2004), the relevance of a question and its answers can be determined in terms of how much it contributes to solving a decision problem. The expected utility (decision value)  $E_{RU}(Q)$  of a question  $Q$  with respect to a partition  $R$  is defined by the average expected utility of its answers  $A$ :  $E_{RU}(Q) := \sum_{A \in R} P(A) \cdot U(A)$ . The information value  $IV_R(A)$  of  $A$  with respect to  $R$ :  $IV_R(A) := H(R) - H_A(R)$ , where  $H(A)$  is the entropy of  $R$  and  $H_A(R)$  is the entropy of  $R$  with respect to the probability function conditionalized on  $A$ . The expected information value  $EIV_R(Q)$  of  $Q$  with respect to  $R$  is defined as the average information value of  $A$ :  $EIV_R(Q) := \sum_{A \in R} P(A) \cdot IV_R(A)$ . There are three kinds of frequently-used proper utility functions (scoring rules): logarithmic, quadratic, and spherical. On the basis of Bernardo (1979)'s theorem, van Rooij concludes that if  $U$  is a proper (i.e.,  $\sum_{A \in R} P(A) \cdot U(P, A) \geq \sum_{A \in R} P'(A) \cdot U(P', A)$  for any  $P$  and  $P'$ ) and local (i.e.,  $U$  is defined only by  $P(A)$  ( $P'(A)$ ) where  $A \in R$  not by  $P$  ( $P'$ )) and  $R$  has more than two cells, then  $U$  is a logarithmic utility function and so  $E_{RU}(Q) = EIV_R(Q)$  (i.e., the decision value of a question = its information value). Both the quadratic and spherical utility functions are not local. Among these three types of functions, the logarithmic utility functions only are both proper and local. Can the logarithmic utility functions be more appropriate than the other utility functions? Bickel (2007) criticizes the quadratic and spherical utility functions, whereas Selten (1998) criticizes the logarithmic utility functions. According to Carvalho (2016), the choice of the most appropriate proper utility function is dependent on the desired properties, which in turn are dependent on the underlying context. Then the following problem arises: What is an underlying context to determine whether  $E_{RU}(Q) = EIV_R(Q)$  or not? In this talk, we try to cope with this problem in terms of measurement theory. Measurement theory includes such important items as scale types, representation and uniqueness theorems, and measurement types. Scale types have such categories as ratio scale (unique up to  $\varphi(x) = \alpha x$  ( $\alpha > 0$ )), interval scale (unique up to  $\varphi(x) = \alpha x + \beta$  ( $\alpha > 0$ )), and ordinal scale (unique up to order). When  $U := \phi(P)$ , the forms of  $\phi$  can be considered to create an underlying context to connect  $P$  to  $U$  and to determine whether  $E_{RU}(Q) = EIV_R(Q)$  or not. Luce (1959)'s theorems may be originally intended to determine the psychophysical laws that connect the physical scales to psychological scales in terms of measurement theory. But they have more general applicability. According to Luce's theorems, when  $U := \phi(P)$ , if  $P$  is considered to be a ratio scale in a



wide sense and  $U$  is also an ratio scale, then  $\psi(x) = \alpha x^\beta$ . However, it is sufficient that  $U$  is as weak as an interval scale (cardinal utility function) to calculate  $E_{RU}$ . So since the derivative of an interval scale is a ratio scale, if  $P$  is considered to be a ratio scale in a wide sense and  $U$  is an interval scale, then either  $\psi(x) = (\alpha/\beta+1)x^{(\beta+1)+\gamma}$  if  $\beta \neq -1$  or  $\alpha \log x + \gamma$  if  $\beta = -1$ . We conclude that when  $P$  is considered to be a ratio scale in a wide sense and  $U$  is an interval scale and  $R$  has more than two cells, if  $\psi(x) = \alpha \log x + \gamma$ , then  $U$  is a logarithmic function and so  $E_{RU}(Q) = EIV_R(Q)$ , and if  $\psi(x) = (\alpha/\beta+1)x^{(\beta+1)+\gamma}$ , then  $U$  is a quadratic or spherical utility function and so  $E_{RU}(Q) \neq EIV_R(Q)$ . In this way, the (in)equality of  $\beta$  with  $-1$  in the context  $\psi(x) = \alpha x^\beta$  that connects a ratio scale  $P$  to another ratio scale  $U$  determines the (in)equality between the decision value of a question and its information value.

● References

- Bernardo, J.M. (1979) Expected Information as Expected Utility. *The Annals of Statistics* 7: 686-690.
- Bickel, J.E. (2007) Some Comparisons among Quadratic, Spherical, and Logarithmic Scoring Rules. *Decision Analysis* 4: 49-65.
- Carvalho, A. (2016) An Overview of Applications of Proper Scoring Rules. *Decision Analysis, Articles in Advance*: 1-20.
- Cross, C. and Roelofsen, F. (2020) Questions. *The Stanford Encyclopedia of Philosophy*.
- Krantz, D.H. et al. (1971) *Foundations of Measurement* Vol.1. New York: Academic Press.
- Luce, D. (1959) On the Possible Psychophysical Laws. *The Psychological Review* 66: 81-95.
- Selten, R. (1998) Axiomatic Characterization of the Quadratic Scoring Rule. *Experimental Economics* 1: 43-62.
- Van Rooij, R. (2004) Utility, Informativity and Protocols. *Journal of Philosophical Logic* 33: 389-419.

川瀬 和也

## 自律性と「本当の自分」

本発表の目的は、人格的自律と人格の同一性ないしアイデンティティ、そして「ほんとうの私」ないし真正な自己の関係を整理することである。

人格的自律についての哲学的研究は、H. フランクファートによる、非常に大きな影響力を持った論文「意志の自由と人格という概念」(1971)以来、自由論という領域にとどまらない発展を続けてきた。行為論の分野ではM. ブラットマンがこの概念を行為者性の分析に応用して成果を上げた。また、C. コースガードは、メタ倫理学上の構成主義と関連付けながら実践的アイデンティティについて論じているが、この議論もフランクファートの自律論と密接に関わるものである。他方、政治哲学やそれに近い倫理学の分野でも、J. クリスマンによってフランクファートの自律論を参照しながら自律論が論じられ、フェミニスト的な観点から自律の価値を捉え直そうとする関係的自律論の試みも登場している。このように、自律論は50年の歴史の中で多様な展開を見せている。

フランクファートの議論は、心的態度の階層という考えを取り入れ、二階の意欲という特殊な心的態度に訴えることで自律を説明する「階層理論」として受け入れられた。階層理論の最も重要なアイデアは、二階の態度が一階の態度を「同一化 (identification)」するというものである。フランクファートのオリジナルのアイデアでは、「ある欲求Dが実効的になってほしい」という欲求が二階の意欲と呼ばれ、これが同一化の働きを果たすのだとされていた。この議論に対しては、二階の意欲はそれ自体ある種の欲求であるのだから、それ自体同一化されるべきものとなってしまうのではないかという反論が直ちに向けられた。そしてこれを克服するために、以後の自律論においては、欲求以外の高階の態度に訴えて階層理論を改善しようとする様々な理論が登場した。初期にこの反論を提示したG. ワトソンが、欲求ではなく評価的判断によって同一化がなされると主張したのを皮切りに、自己統制的方針(ブラットマン)、実践的アイデンティティ(コースガード)、正当化された選好(L. エクストローム)といった様々な候補が提示されている。これらの修正版の諸理論は、特殊な心的態度に訴えるという、フランクファートの自律論が持っていた自然主義的な特性を保存しながら、よりよい説明を試みたものだといえる。

ところで、自律性の階層理論においては、自律性と同一化のはたらきに深い関連が見いだされていたが、ここには、自律性と同一性、すなわちアイデンティティの問題に深い関わりがあるという前提がある。実践的アイデンティティに直接訴えたコースガードはもちろん、ブラットマンの議論においても、彼が「ロック的」と呼ぶ、パーフィット的な心理的連結に訴えた人格の同一性についての想定は重要な前提となっている。また、エクストロームの正当化された選好という考えにおいても、整合的な選好の集まりが「最も中心的な自己」と呼

ばれ、自己やその同一性との関連は中心的な主題となっている。

アイデンティティに関する哲学的探求はしかし、自律論の展開と同時期に新たな展開を見せた。もっぱら形而上学的な観点から人格の同一性を論じようとしていたパーフィットやルイスらの伝統が見直され、M. シェクトマンらが着目する「物語的な同一性」や「物語的な自己」に光が当てられるようになってきた。中には、J. D. ヴェルマンのように、自律論の文脈ですでに触れたコースガードの実践的アイデンティティ論と物語的な自己を関連付ける論者もいる。

さらに、自律性とアイデンティティの問題は、「本当の私」ないし「真正な自己」(authentic self) という問題をも議論の中に呼び込んでいる。ある欲求が主体によって同一化され自律的となるということは、その主体のアイデンティティと適切に関連付けられるということである。ところで、このアイデンティティは、真正性 (authenticity) を持たなければならぬように思われる。例えば洗脳などによって、アイデンティティが真正でなくなっている場合に、欲求が自律的であることはありえないように思えるからである。

このようにして、自律性とアイデンティティ、そして真正性の三つの概念は、相互に深く関連し合っている。しかし、これらの概念の関係についての理解は、R. ノグが指摘したように、一部に混乱を含んでもいる。本発表ではこれらのことを確認した上で、これらの概念の関係の整理を試みる。

#### 主な参考文献

Bratman, Michael E. 2007. *Structures of Agency: Essays*, Oxford University Press.

Frankfurt, Harry. 1998. *The Importance of What We Care about: Philosophical Essays*, Cambridge University Press.

Taylor, James Stacey(ed.). 2005. *Personal Autonomy: New Essays on Personal Autonomy and its Role in Contemporary Moral Philosophy*, Cambridge University Press.

片岡 雅知・河村 賢

## デュアルユース研究と科学者の社会的責任

科学研究をめぐる様々な倫理的問題の中で近年関心を集めているトピックに、研究のデュアルユース性、すなわち研究が善用も悪用もされうる点にどう対処すべきかという問題がある。この関心の高まりは、国際的には、2000年以降のテロの脅威の中で、科学技術のテロ転用の可能性がクローズアップされたことによる。また国内での関心の高まりは、2015年に防衛省が「安全保障技術研究推進制度」を発表したことにより、研究の軍事応用の可能性が(再び)注目されたことにもよっている。こうした現代的な文脈を踏まえると、デュアルユース研究を道徳的にどう評価すべきかは、すぐれて応用哲学的問題だと言える。しかしながら、研究のデュアルユース性の問題に哲学・倫理的にアプローチする研究は、国内外共に不足している。

本発表ではこの不足を補うべく、デュアルユース研究の悪用について研究者自身に責任をなぜ・どれだけ帰することが適切かという問題に取り組む。この問題に対して発表者らは、善用のもたらす利益と悪用のもたらす不利益のバランスによって帰責をおこなうある種の帰結主義的なアプローチが有望だと考えている。しかしこのアプローチに対しては、非帰結的な考慮事項(意図の不在など)に訴えて、そもそも研究の悪用にかんして研究者に責任はないとする反論がある。

こうした免責論は歴史上しばしば論じられてきた古典的なもので、いわゆる「科学者の社会的責任」論はすでに一つの回答を持っている。それは、研究者に対する帰責の根拠を、研究のもたらしうる危害の破滅性に求めるものである。この議論は、「科学者の社会的責任」論が展開してきた文脈においては、つまり第二次世界大戦～冷戦期の原水爆開発のような事例については、自然で説得的であった。しかし、今日のとりわけライフサイエンス分野におけるデュアルユース研究は、想定される被害規模がそれほど巨大ではなく、また善用の可能性を多く持っている。このため「危害の破滅性」に訴える古典的な「科学者の社会的責任」論では免責論を退けることができない。さらに、逆に古典的な「科学者の社会的責任」像に固執することは、デュアルユース研究の潜在的な危害を過大評価し、研究者への過剰な帰責を正当化してしまう問題もある。

この状況認識をもとに発表者らは、異なる根拠によって上述の免責論を退ける戦略を提案したい。具体的には、研究のもたらしうる結果の「確率加重価値」(その結果の価値を発生確率で重みづけたもの)と、その他の免責要因を天秤にかけるというものだ。この戦略の利点は、研究の(可能的)価値の実情に即した帰責をおこなうことで、一方では免責論を退けられないという事態を回避しつつ、他方では研究者への過剰な帰責を防ぐという点にある。

以上の議論により本発表は、デュアルユース研究にかんする研究者への帰責という問題に一定の回答の方向性を示すと同時に、デュアルユース研究のような現代的問題に対応できるよう「科学者の社会的責任」論をアップデートすることを目指す。

オーバーグ アンドリユー

## Hidden Ideas in Hidden Christian Shikoku:

Phenomenology, psychology, ethics

A good life, the “how” of living, the “wherefore” of it: these are philosophy’s historical concerns. Philosophy is the pursuit of the idea, that heavy, evasive, aethereal weight which builds lives, forming and shaping compartments, adjusting and revealing, re-making and concealing; it is upon the idea where human existence meets its environment. We should not, therefore, be too surprised then that some ideas have taken such deep root in lives that people have been willing to die for them. Yet what happens when those ideas become hopelessly confused? When they mix and jumble and take on a shape that has no bearing on their originary designs? Are such ideas still worth dying for? How might we judge that? Is any such judgment even possible? A primary case in point, on these shores, is that of Japan’s famous Hidden Christianity, of what happened to the system that Francis Xavier brought here after he had departed, after the authorities had deemed it too dangerous, too damaging – above all too threatening – to be left alone. The history of the events that followed is well-known, but what has not yet been studied enough is the set of ideas which evolved thereafter, and the relations in mental application that developed. For this a phenomenological perspective is required, but one that is also informed by the psychological mechanisms and neurological structures involved. This calls for a zooming in, a tightening of view.

Towards this we seek to examine a tiny corner of Hidden Christianity, taken from a tucked away nook within Japan’s archipelago. The religion first arrived on Shikoku from neighboring Kyushu in the mid-sixteenth century, and this event is commemorated by a signboard and gravesite where some of the early converts to the faith were buried. Located in what is now the northern part of Matsuyama City, Ehime Prefecture, the site exhibits what we have come to expect of Hidden Christian iconography: its quasi-Buddhist nature, syncretistic Shinto elements, and offertory tools; each of which would be quite out of place in any other “Christian” context. Yet the question of the importance (or even value) of orthodoxy raised here is legitimate, I think, and turns on the position and purpose of faith. From the setting of this tiny grave, this remembrance, we are far away from the more famous places and their stories, and we are thus able to better focus on the experiential. In our talk we will take this inbreaking of a new set of conceptual world-bearings which Japan’s early Christians chose to live as a starting point to explore the nature of belief more broadly, paying particular attention to what is occurring in the brain at the related physical level. It is at this juncture where the phenomenological, the ethical, and the psychological all intersect, and thus there can be few areas of more pertinence to philosophical study and application. Our conclusions may be able to do no more than indicate a direction for future

work, but we seek to thereby set a path which could well prove worth walking.

菊地 建至

## 職場で障害がある人が働いていることの意義という視点

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課地域就労支援室『平成30年度障害者雇用実態調査結果』では、民営事業の事業主を対象に、今後の障害者雇用の方針についての質問調査が行われている。「積極的に雇用したい」「一定の行政支援があった場合雇用したい」「雇用したくない」「わからない」の4択で問われたが、その結果は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者いずれの雇用方針も「わからない」が50%を越えており、知的障害者、精神障害者、発達障害者については「雇用したくない」がこれに次ぎ、身体障害者については「一定の行政支援があった場合雇用したい」が第2位である(参照、『平成30年度障害者雇用実態調査結果』p.34)。身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者を雇用するに当たっての課題を問う質問については、いずれも「会社内に適当な仕事があるか」が最多の回答であり(参照、『平成30年度障害者雇用実態調査結果』p.24)、雇用しない理由も「当該障害者に適した業務がないから」が最多である(参照、『平成30年度障害者雇用実態調査結果』p.36)。

職場で障害がある人の仕事・業務に関する現状や見方が変わらないまま、また、その人が職場にいることの意義が見出されないまま、事業主が強いられてその人を雇用し始めたとしても、職場でその人の仕事には何の期待もないという事態が続くことが想像できる。それは、この社会で障害がある人が排除にあわず外に出て働くことを妨げることにつながるのではないか。

本論は、職場で障害がある人が安心や自尊心が損なわれて働き続けられないという排除とその克服の道を明らかにするために、ある人が職場で働いていることの意義について考察する。

一例を挙げる。「あなたがいるだけでいい」というある人が職場で働いていることの意義はどうだろうか。一方で、「あなたがいるだけでいい」「あなたが我々の一員であることに意味がある」といった声かけは、その言葉の受け手の「人柄のよさ」「存在感が好意的に受け入れられていること」「仲間意識」などを意味し、肯定的に聞かれる。他方で、「あなたがいるだけでいい」というような声かけは、言われた本人に、自分がその職場で十分によく働いていない、もしくは自分がもう十分な仕事での働きを期待されていないと感じさせることもある。声をかける人の意図はどうであれ、本人はそれを否定的に聞くというケースである。そうだとすると、「あなたがいるだけでいい」「あなたが我々の一員であることに意味がある」という声かけが、職場で障害がある従業員の場合にだけもっぱら肯定的な意味で理解できるというのは、転倒した想定であろう。このことにも目が向けられねばならない。職場での障害を気にせずに働ける人も肯定的に受けとれない可能性のある自分に向けられる言葉



は、職場で障害がある人にとっても肯定的に受けとれない可能性のある言葉である。

職場での成果評価に関係なく人の存在を肯定する人間関係が職場にあることや、従業員が職場での自分の意義に関して他者からの仕事での貢献・評価にこだわらなくてよいという思想は興味深いものではあるが、あなたの仕事での貢献の期待はないに等しいと言われるような働き方を人が拒否する思いもしっかり受けとめられるべきであろう。

以上のことから本発表は、職場での障害を気にせずに働ける人にとっても、職場で障害がある人にとっても、人が職場で働いていることの意義の中にその人の仕事の評価を適切に位置づけられないときにどのようなことが生じるのか、その問題解決には何が重要か、といった問いに取り組む。

#### 参考資料

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課地域就労支援室 (2019) 『平成 30 年度障害者雇用実態調査結果』 [file:///Users/humanities\\_takeshiK/Documents/000521376.pdf](file:///Users/humanities_takeshiK/Documents/000521376.pdf)

田中 皓介・中尾 聡史・神崎 宣次

## 自動運転技術の社会的受容

——記述的研究と規範的研究の接点——

自動運転技術は、交通事故の低減や物流サービスのドライバー不足の解消などの社会課題の解決や、イノベーションやビジネスの創出といった社会変革への期待などから、社会への導入が推進されている(NEDO n.d.)。このような社会導入を前提とした技術に関する議論の問題点の一つは、現状としてどのくらい受容されているかと、その受容をいかに向上させるかにもつぱら焦点が置かれ、そもそも当該技術の社会導入が促進されるべきかという論点が欠落する傾向にある。しかしながら Taebi (2017) などで論じられているように、社会的受容については記述的な観点と規範的な観点の両面を相互に関連させながら分析することが必要である。

本ワークショップではこのような問題意識のもと、報告者らを含む研究グループが行った日英独三カ国でのアンケート調査を題材として、1) 自動運転技術という特定の技術の社会的受容について記述と規範の両面からの分析、2) より一般的に技術と社会の関係を検討する際のこれら両面の研究や、それを実施するための学際的グループのあり方、この二点について検討を行う。ワークショップ全体は三つの報告と全体での討論から構成される。各報告の内容は以下のとおりである。

### 報告1 田中皓介 (東京理科大学)

社会に変革をもたらす新たな科学技術を社会に実装していくにあたっては、実社会における実験が必要不可欠である。近年、多くの注目を集める自動運転技術については、実社会の複雑性の中での実験による知見の蓄積と技術の向上が図られ、実際に国内外の複数の地域において実験が行われている。実験地域においては予期せぬ不利益をもたらす一方で、非実験地域においてはリスクを緩和したのちの新技术の恩恵に与ることができる。これは、住民のエゴや公共性の問題が問われる状況であり、いわゆる NIMBY(Not In My Back Yard)と呼ばれる状況と想定される。本研究では、自動運転技術を実装していくにあたって避けることのできない NIMBY 問題を発生させうる人々の受容意識を、共に先進国で自動車メーカーを有する日本・英国・ドイツの一般市民の状況の比較により明らかにすることを目的に、WEB アンケート調査を実施した。日英独3カ国の人々の意識を比較分析するとともに、一方で、現状では自動運転技術の実験がある程度好意的に受け入れられていることも踏まえ、新技术の受容問題を考察する。

### 報告2 中尾聡史 (京都大学)

近年、自動運転システムの技術開発(以下、AVs)が進み、その社会実装についてさかんに議論されている。AVsは、道路空間にヒューマンドライバーが操縦しない車両を走行させるという点において、既存の交通モードとは大きく異なるものであり、我々の暮らしに多大な影響を与えることが考えられる。それゆえ、AVsの社会実装を実現していくにあたっては、慎重な議論が求められよう。革新的な技術開発が可能かどうかという議論も重要であるが、それだけでなく革新的な技術が社会に受け容れられるかどうかということも、重要な論点として挙げられる。そこで、本研究では、自動運転を巡る論調に着目して、日英独3か国におけるアンケート調査を行い、日本におけるAVsの社会的受容の特徴を把握することを目的とした。ここでいう論調とは、例えば、「自動車同士の交通事故を減少させるため、自動運転システムによって自動車の安全性を向上すべきである」といったものである。こうした論調への賛意を調査することを通じて、AVsを社会に受容する目的を人々がどのように考えているのかを考察する。

### 報告3 神崎宣次 (南山大学)

前二つの報告を受けて、この報告ではまず自動運転の社会的受容に関する規範的な論点を挙げた上で、それらと記述的な調査およびその結果との関係を考察する。次に、上述のアンケートの設問内容と、その設定過程での規範的観点の導入についてのケーススタディを通じて、この種の学際的研究のあり方を検討する。最後に、全体討論につなげるかたちで、自動運転技術あるいは技術全般の社会的受容に関する研究をより包括的なものにするために検討されるべき取り組みの例をいくつか論じる。

・NEDO (n.d.) 「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 第2期/自動運転 (システムとサービスの拡張)」 ([https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP2\\_100091.html](https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP2_100091.html) 2021年2月15日最終アクセス)

・Taebi, B. (2017) Good governance of risky technology bridging the acceptance-acceptability-gap. *Risk Analysis*. 37 (10). pp. 1817-1827.

本ワークショップの内容には、科研費 (20K20491 「「クルマ」と「自動化するクルマ」に対する社会的受容の包括的理解に向けた学際研究」 研究代表者：谷口綾子) の援助を受けた研究、調査の成果が含まれている。

また、以下の諸氏との共同研究の成果が含まれている。谷口綾子 (筑波大学)、久木田水生 (名古屋大学)

萬屋 博喜・松永 伸司・難波 優輝

## 廃墟と亡霊たち

——倫理的な保存、破壊的な鑑賞、幽霊的な情動——

廃墟を考えることは建物を考えることだ。建物の極端な事例としての廃墟を考えることでわたしたちは建物と人間の間を関係を考える。廃墟は壊れた建物である。住む機能は壊れる。制作者の意図はあいまいになる。自然の手が入り人工物であることをやめ始める。廃墟はその壊れによって建物の特定の性質を強烈に顕在化してゆく。だから建築について考えるとき廃墟から考えることはよい道だ。

本ワークショップでは次を問う。廃墟をどのように保存しなければならないのか。そもそも廃墟は保存できるのか。廃墟ならではの価値とは何か。こうした廃墟をめぐる問いに対して、報告者の萬屋博喜（広島工業大学、哲学・倫理学）、松永伸司（京都大学、美学）、難波優輝（株）セオ商事、美学）がそれぞれの観点から、廃墟の保存、廃墟の鑑賞、廃墟のイメージに関する哲学的考察を行う。

ワークショップの構成と梗概は以下の通りである。

1. 趣旨説明（5分）（司会：萬屋博喜）
2. 報告1（25分）「廃墟と遺跡の日常美学——旧広島陸軍被服支廠を中心に」（萬屋博喜）

広島県の旧広島陸軍被服支廠（以下、被服支廠）は、国内に現存する被爆建物の一つである。しかし、現在は廃墟と化しており、広島県は安全対策の観点から被服支廠を一部解体する方針を示した。これに反発した市民の署名運動をきっかけとして、今もなお被服支廠の保存方法をめぐる議論が続いている。第一報告では、廃墟と化した被服支廠を解体するのではなく、遺跡として保存することの倫理的意義について論じる。

本報告の構成は以下の通りである。まず、被服支廠の歴史と現状を説明する。次に、ケンダル・ウォルトンのカテゴリー論をもとに、美的カテゴリーとしての〈廃墟〉と〈遺跡〉を区別した上で、被服支廠が〈廃墟〉のサブカテゴリーである〈遺跡〉に属することを確認する。次に、日常美学の観点から遺跡を考察することで、移築や解体が遺跡の美的価値だけでなく歴史的価値や認識的価値までも損ねてしまうことを論じる。最後に、〈遺跡〉に属する被服支廠は、その鑑賞者が過去の歴史的事実へと想像的に参与するきっかけを与える場所であるということ、そして、被服支廠の保存には将来世代への「無言の証人」の継承という倫理的意義があることを示す。

### 3. 報告2 (25分) 「廃墟の2つの壊れ方」(松永伸司)

「廃墟マニア」という語が示すように、廃墟をある種の鑑賞の対象と見なす実践がある。そうした実践においては、廃墟の美的性質が〈自然な風化の結果〉として記述・評価されることが少なくない。第二報告では、そのように鑑賞される美的対象としての廃墟が、保存・維持や安全性の確保といった人の手による管理とは根本的に相性が悪いことを示す。

議論の手順は以下の通り。まず、非美的な記述概念としての〈廃墟〉と、そのもとで個々の廃墟が鑑賞される美的カテゴリーとしての〈廃墟〉を区別する。次に、ウォルトンの芸術カテゴリー論をベースに、美的カテゴリーとしての〈廃墟〉の標準的性質のうち〈人の手によらない破壊的变化〉が含まれることを示す。さらにそこから、廃墟を管理することがその鑑賞を台無しにするという帰結が得られる。これは直観によっても支持されるだろう。

この帰結は、廃墟を保全して有効活用するという発想のみならず、廃墟の鑑賞を制度化する(観光地化する、紹介する、etc.)という実践に対しても疑問を投げかけるものになる。美的カテゴリーとしての〈廃墟〉に属する個々の建物は、自然に任せて朽ちていくか、あるいは人為的に維持されることで当のカテゴリーの帰属条件を満たさなくなる(つまり概念的に自壊する)かであり、いずれにせよ崩壊が運命づけられている。

### 4. 報告3 (25分) 「廃墟のペルソナ——幽霊の情動、裏世界の雰囲気」(難波優輝)

廃墟にはなぜか幽霊が棲み着き、何気ない痕跡は在りし日の面影を探訪者に想像させる。本報告は廃墟のイメージの特有さを幽霊的なものと過去を想起する想像的参与から読み解く。廃墟をめぐる語りにはいつも人間ならざる存在の影が見え隠れする。同時に現在ではなく過去の行為者たちの歴史が偲ばれる。廃墟の経験には美的な側面があり、しばしば述べられる自然的なもののみならず、人間的なものとも関わっている、廃墟はどこか擬人化された雰囲気を全体にまとっている。

本報告では、まず、前報告者らが用いたウォルトンのカテゴリー論の枠組みから、美的カテゴリーとしての〈廃墟〉のサブカテゴリーをいくつか検討する。その際には建築と情動、雰囲気の議論から廃墟が表出する特有の情動・雰囲気に焦点が当てられる。一方で憂鬱な廃墟があり、他方で快活な廃墟がある。特に前者の憂鬱な廃墟について、こうした廃墟の素性の知れない性質を「廃墟のペルソナ」概念から論じる。

### 5. 質疑応答 (40分)

杉本 俊介・青木 崇・玉澤 春史

## COVID-19 パンデミックの倫理

——公衆衛生、生政治、デジタル技術——

現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックが猛威をふるっている。だが、新興感染症は目新しいものではない。これまでもエボラ出血熱、AIDS、SARS、MERSと出現し、その都度パンデミックの倫理について議論されてきた。たとえば、ロックダウンやワクチン接種の義務化のような自由の制限は認められるか、誰に人工呼吸器を優先すべきか（あるいはそうした思考自体が倫理に反するのか）、医療従事者は防護服が不足した状況においても治療にあたるべきか、などが問われてきた。

こうした議論について、提題者たちは、昨年7月から週1回のペースで「パンデミックの倫理」読書会を開き、先行研究をサーベイしながら議論を重ねてきた。読書会を始めてすぐに分かったのは、現在盛んに議論されているトピックの多くが先行研究で既に論じられてきたことと、デジタル技術の発展のなかパンデミック対策に伴う新しい問題が次々に浮上していることの2つである。

本ワークショップでは、新型コロナウイルス感染症をめぐるこうした倫理的課題を公衆衛生、生政治、デジタル技術の観点からそれぞれ検討しようと試みる。

まず、杉本俊介が公衆衛生の観点から、新型コロナウイルス感染症対策に伴う倫理的問題を概説する。もちろん問題は多岐にわたるため、主に検討するのは（1）人工呼吸器、ICUの病床、ワクチンなど医療資源の分配と（2）隔離や検疫など公衆衛生上の介入に伴う倫理的問題である。これらの問題に対してどのような倫理指針を立てるべきかについて、WHOや学会や倫理学者から既に多くの提案がなされている。だが、医療資源の分配に関する方針と公衆衛生上の介入に関する方針は独立に提案されることが多く、まとめて議論されることは少ない。それでも、広瀬巖は「基本的な倫理原則は救命数最大化で、先着順やくじ引きなどランダムに優先順を付ける方法と生存年数最大化はごく限られた場合にだけ使われるべきだ」とし、この大まかな方針に沿ってそれぞれの問題を論じている（広瀬 2021, 69）。こうした議論を含め、各提案やそれをめぐってなされた議論を、倫理学の立場から比較・検討していく。

続いて、青木崇が「生政治」という観点から、デジタル技術によるパンデミック対策について検討する。新型コロナウイルス感染症は、ここ数十年の間に開発されてきた様々なデジタル技術を総動員して対策を講じるのに絶好の条件を提供しているかのようであり、またそのことによって、より徹底した監視と管理のテクノロジーを人々の生へと広く深く浸透

させている。こうした状況を分析することによって「生政治」は、一枚の欠かせないレンズであると思われる。「生政治」はミシェル・フーコーによって提案されたものであり、基本的には人間の生を様々な側面（健康、衛生、出生率、寿命、人種など）から集団として合理的に把握する仕方のことである。この概念は現代では複数の論者によって引き継がれ、様々な展開されているが、現状を生政治的であると断ずるだけでは不安を吐露することにしかない。問題は、そこではいかなる生政治が働いているのか、いかなる生が生かされているのか、また、いかなるオルタナティブの政治が考えられうるか、ということであろう。以上のように問うことによって、自由やプライバシーの制限に限られない論点を提起する。

玉澤春史からはデジタル技術とオープン性の観点から検討する。デジタル接触追跡（Digital Contact Tracing）技術や免疫パスポート導入におけるデジタル化の議論では利便性に注目が行く半面、個人情報の匿名化の困難性が指摘されている。また、感染者数の情報などがオープンになり、一般市民も含め自由に情報を入手・分析・発信できるようになったが、その結果、誤情報（misinformation）など十分に吟味されていない情報も含めた大量の情報が流通するインフォデミックの状況が指摘されるようになった。

デジタル技術の導入における倫理的懸念はこれまでも技術・倫理の双方で議論はされており、技術的には可能でも倫理的に慎重な検討が必要との意見から、実際にパンデミックの状況では緊急性から一部やむを得ないとの意見もあり、緊急時にどのようにすべきかについての議論はついていない。また、情報のオープン化が技術革新と倫理面の双方に影響している。技術的な検討段階から状況対応のフェーズへ変化した結果、議論と対応のスピードが乖離している。情報科学の側からも倫理的懸念は指摘され、行動指針等の提案はされているが、実行可能な技術を踏まえたうえでの倫理面の検討が求められる。

以上の発表を手がかりに、フロアを交えて、パンデミックの倫理的課題について意見交換を行いたい。

笠木 雅史 (オーガナイザー・提題者)・山下 大喜 (提題者)

## 言語工学者にして教育工学者

—— I・A・リチャーズの人生と思想 ——

アイヴァー・アームストロング・リチャーズ(Ivor Armstrong Richards, 1893–1979)はケンブリッジ大学モードリン・カレッジでG・E・ムーアをチューターとして哲学を学び、哲学者として出発しながらも、記号論、文芸批評、修辞学、英語教育など多大な分野に大きな影響を与え、それは今日まで継続している。しかしながら、彼の業績は21世紀の今日ほとんど正確に記憶されていないと言って良い。本ワークショップの目的は、リチャーズの数奇な人生を振り返りつつ、その哲学的思想を背景とする教育論・コミュニケーション論を解説するとともに、その先駆性を明らかにすることである。

リチャーズは1969年のインタビューで自身を「言語工学者にして教育工学者」と定義し、その理由を「言語的手段を通じて、人々をもっと有能で有益にしようと試み続けた」からだとして説明している。この自己定義に現れている「言語・教育工学者」としてのリチャーズの姿は、主に彼の2つの活動に現れている。第一に、リチャーズは世界中の人々が共通の言語でコミュニケーションを行うことができる世界という理想に向けて、世界中（そして特に計7年間滞在した中国）で文法・語彙を簡略化した英語であるベーシック英語の教育・普及活動を熱心に行った。第二に、リチャーズはハーバード大学が教育改革の基礎として1945年に発行した『自由社会における一般教育』の著者の一人であり、本書全体に大きな影響を与えている。本書は大学教育の目的を「効果的に思考し、思考をコミュニケーションし、関連性のある判断を行い、諸価値を弁別する」能力を習得することだとし、それまでのライティングを中心とする英作文科目をコミュニケーション科目に転換させる役割を担った。このようなコミュニケーションを重視する教育改革は、リチャーズ初期の意味についての研究や自身が担い手となった新修辞学運動の影響を強く受けたものである。ここでも、言語の意味は話し手と聞き手の相互作用から生まれるという言語観、また修辞学とは話し手と聞き手が相互コミュニケーションするための方法だという彼の考えが、教育論には反映されているのである。

このように、言語・教育工学者としてのリチャーズの活動は、彼の教育論とその背後にあるコミュニケーション論を基盤としている。本ワークショップは最初に、オーガナイザーがリチャーズの生涯をやや詳しく紹介し、その後2人の提題者がリチャーズの中国での教育活動とハーバードでの教育活動にそれぞれ焦点をあてた発表を行う。各発表の詳細は以下の通りである。



## 「中国哲学の歴史的意義と現代的意義：リチャーズと胡適の古典理解の方法論」

山下大喜

リチャーズが中国でベーシック英語の普及活動を行った際、彼は同時に中国人とのコミュニケーションを促進するために、『孟子』を英語に翻訳している。このとき、英語と一対一対応しない用語を翻訳するために、彼はムーアに由来する「分析」の方法を応用した、「多重分析」という方法を使用した。リチャーズは教育において古典を読むことが、その文化の精神を理解することにつながるという考えを持っていた。しかし、近代化が進む中国では、このようなリチャーズの考えに対する批判も存在した。リチャーズ自身、胡適（デューイの指導下で哲学の学位を取得した哲学者であり、中国の文学革命の理論的支柱となった）は、中国哲学には歴史的関心しか持たないと発言したと記録している。中国古典をどのように評価し、そこから現代人は何を学ぶことができるのかは、中国内部でも哲学者や教育学で問題とされてきた。本発表では、これらの点についての胡適自身の考えを解説し、リチャーズが引用した胡適の発言がどのような背景から行われたのかを解明する。その上で古典理解の方法としてリチャーズが採用した多重定義という方法と胡適の採用した歴史的な文脈の再発掘という方法を比較する。

## 「新修辞学運動とライティング教育の変遷」

笠木雅史

ハーバード大学は入学に際してライティングの試験を課したアメリカ最初の大学であり、その後も初年次教育でライティングを重視してきた。この伝統を変えたのが、『自由社会における一般教育』（1945年発行だが、それ以前から会議などで提案されていた）である。このハーバード大学の教育改革は、「書く」を中心とする英語教育から、「読み、書き、話し、聞く」を扱う4技能重視の英語教育への転換とされる。しかし、リチャーズが正確にこの教育改革にどのような影響を与えたのかは、彼の業績や影響が多方面に渡ることもあり、論者によって評価が異なっている。本発表では、リチャーズの批評観に由来する「読み」の重視と、彼の修辞学に由来する「話し、聞く」という2つの影響が別に存在すると指摘する。リチャーズの修辞学は、当時の新修辞学運動を牽引した要素の1つである。本発表では、ハーバードの教育改革を、特にこの新修辞学運動との関連から詳しく解説する。

中根 杏樹

## アンスコム「実践的推論」再考

本発表の主題は、実践的推論(practical inference, practical reasoning)である。実践的推論の理解は思考にもとづく人間独自の行為を理解するにあたって不可欠であるため、その主題の重要性については広く認識されてきた。しかし、実践的推論は、その重要性のみならず、扱いの難しさでも知られている。実践的推論とは、行為者が自らの欲求を前提に意図、決断、行為を結論として導出する推論である。実践的推論を通じた行為の導出は、実際に人が行うことであり、実践的推論は心的作用として理解されうる。しかし、当該の推論が合理的であるには、実際に欲求の内容と意図(あるいは決断や行為)の内容のあいだに前者から後者が導かれると言えるような関係が成立しなければならない。そしてこの命題間の関係は行為者の心理とは独立であると考えられる。こうして、心的側面と非心的側面がいかにして結びついているのかという問題が生じる。この問題は理論的推論に関しても提起されてきた。実践的推論の場合には、それに加えて、理論的推論の場合には受け入れられてきた想定さえ非常に論争的になる。その想定とは、少なくとも一部の事例において、前提から結論を導出する関係とはまさに論理的帰結関係であって、推論の合理性は、論理的帰結関係によって制限を受ける、ということだ。実践的推論に関してもこの想定は成り立つのだろうか？

発表者は、エリザベス・アンスコムの” Practical Inference” (以下では、PI と略称する) の検討を通じてこの問題の解決に貢献することを目指す。アンスコムの PI を検討の主要な対象としている研究として、Vogler(2001)、早川(2005)、竹内(2017)がすでにある。したがって、PI を改めて検討する必要はないと考えられるかもしれない。しかし、私の考えでは、PI から引き出すことのできるもっとも意義深い洞察は、PI の構成、そして PI で提示されている誤った主張によって、不明瞭なままにされてきた。私は、こうした不明瞭さを取り除くことで、実践的推論の論理的側面を理解する一つの見解を PI から抽出する。

以上の目的のもと、本発表は以下のように進む。第1節では、PI を要約し、以下、三つの主張を取り出す。第一に、実践的推論と理論的推論のどちらも、利用している論理的帰結関係は同じである。しかし、第二に、それを利用する仕方・目的に違いがある。第三に、その結果として、実践的推論と理論的推論において前提と結論の配列順序は逆になる。第2節では、第三の主張、「実践的推論と理論的推論において前提と結論の配列順序は逆になる」という主張を批判する。そこで着目したいのは、最善の仮説への理論的推論と必要な手段を導く実践的推論である。これらの推論の形に着目すると、そこにはアンスコムが言うような「逆」の配列など見出されない。そして、第3節では、この批判とアンスコムのその他二つの主張をもとに、論理的帰結関係は、理論的にも実践的にも、それぞれにおいて順向きにも逆向きにも用いられうるという見方を提示する。そして、冒頭で言及した理論的推論研究の

領域において行われている、推論の心的側面と非心的側面の結びつきに関する議論をもとに、論理的帰結関係を「用いる」「使用する」といったアンスコムを比喩的な言葉遣いによって表現されているものを明確化できると論じる。これらの成果をもとに、本発表では、実践的推論の合理性は論理的帰結関係に制約されているか、という問いに、肯定的に答えたい。

#### 参考文献

Anscombe, G. E. M. (1989) [2005]. “Practical Inference” in Mary Geach and Luke Gormally (eds.) *Human Life, Action and Ethics*. Imprint Academic: pp. 109-147. [門脇俊介・野矢茂樹監訳 (2010). 「実践的推論」. 『自由と行為の哲学』. 春秋社: 191-258 頁.]

Vogler, Candace A. (2001). “Anscombe on Practical Inference” in Elijah Millgram (ed.), *Varieties of Practical Reasoning*. MIT Press: pp. 437-464.

早川正祐 (2005). 「アンスコムの実践的推論——推論図式に関する一考察」. 『哲学論集』 (34): 73-91 頁.

竹内聖一 (2017). 「推論は行為を強要しない アンスコムをウリクト批判からみえてくるもの」. 『立正大学大学院紀要』 (33): 67-82 頁.

中川 雅道

## 紙上討論はどのように哲学か？ 教材・書き言葉・論証

発表者は「哲学資源としての漢文教材および学び方の開発に関する基礎的研究」という研究に取り組んでいる。この研究は、中学校、高等学校などの学校の授業の中で「哲学する」題材となる漢文教材を開発し、「他者に対して自分の考え等を根拠とともに説明しながら、議論することを通じて相手の考えを理解したり考え方を広げたりし、多様な人々と協働できる人間」を育てるアクティブラーニングの取り組みを進めるためのものである。漢文を「哲学的資源」として教材化すると同時に、子ども哲学などの哲学プラクティスの活動を教育現場で実践し、新しい教育方法を開発することを目指している。本研究は、教育現場と連携し、授業・評価の検証を行うことで、新科目「言語文化」「古典探究」のプログラム開発に資する価値がある。

哲学プラクティスと呼ばれる活動が国内外で実践されている。哲学プラクティスとは、哲学カフェ（街中の喫茶店で哲学的議論を行う活動）、子どものための哲学（学校の内外で子どもたちと哲学的議論を行う活動）、哲学相談・カウンセリング（一対一で哲学的な問答を行う活動）といった、アカデミックな世界を離れて、哲学をさまざまな文脈の中で実践しようとする活動のことである。漢文教材の中から哲学的思考を触発するものを整備し「子どものための哲学」の手法を用いて子どもたちと対話を行い、哲学プラクティスの成果を順次発表していく予定だった。しかし、緊急事態宣言の影響で教育現場では対話を行う活動が制限されることとなった。そのため、今回は子どものための哲学の「対話の活動」ではなく、サイレントダイアログと呼ばれる「紙上討論」の手法を用いて研究を進めた（シャロン・ケイ、ポール・トムソン『中学生からの対話する哲学教室』玉川大学出版部、2012年）。時勢に合わせた転換だったが、論証についての研究を進めることができた。本発表は、サイレントダイアログの実践と、その反省を行うものである。

紙上討論がどのように哲学になるのかを考えるために、教材、書き言葉、論証の三つの観点から考えてみたい。

まずは、教材である。教材が哲学を誘うものでない限り、哲学は始まりにくい。今回は、研究課題の必然性から、漢文教材にターゲットを絞った。漢文と呼ばれる言語は、日本人にとっては長らく書記言語、翻訳のための言語変種であった長い歴史を持つ。そのため、非常に広範なジャンルを含み、哲学を誘う教材化にとっては好都合である。哲学的思考のための素材をどのように準備できるかということを第一の論点としたい。

二つ目の論点は紙上討論の性質から導かれる書き言葉という論点である。紙上討論では、ある問いに対して意見を述べて（1st stage）、紙を回して別の人がその意見に対して反論し（2nd stage）、三人目が 1st stage と 2nd stage で書かれている二つの意見について対立の原

因を考え、問題の解決を提示するという形で討論が進む。紙上討論が生み出す思考に注目するとき、討論の全てが書き言葉でなされ、止まった時間の中で思考がなされるという点は見過ごせない。話し言葉でなされる哲学プラクティスとの差異について考察したい。

三つ目の論点は、紙上討論が生む論証の形式について検討を加える。この方法は、ソクラテスの刑死が教材として扱われ「倫理」のメジャー教材を対話的に教えるための手法として考案された。論理的、批判的思考の側面から、論証の形式には複数の可能性を発明することができる。例えば、ハワイでは、ある命題を立て、その命題を普遍化し、普遍化された命題の真偽から、例と反例を考えるという簡単な論理的ゲームが開発されている。紙上討論をきっかけとして、新たな論証の教材化について検討を行う。論理的・批判的思考の研究は進められてきたが、論理的・批判的教育の教材化については、これまで多くの業績が残されているわけではない。この側面に関しては、聴衆からの提案を大きく受け入れたい。いかなる思考の様式が哲学と呼ばれ、過去の間がそれらの思考を活用して問題を解決してきたのか。そして、未来の教育として、どのような訓練のゲームを開発し、論理的思考を学ぶ場を作ることができるのか。生徒たちによる事例を提示し、議論の道筋を整え、会場にて新しい論理的・批判的・哲学的思考について考えてみたい。

浦野 敬介

## 処罰としての道徳的非難：その諸制約

道徳的非難は刑罰に似ている。刑罰は、例えばH・L・ハートによって特徴づけられるところでは、法令に違反した者に対してその違反を理由として、法システムによって構成された権限ある機関によって意図的に、不快をもたらすものとして課される(cf. Hart 2008, 4-5)。刑罰のこの特徴づけと対照したとき、道徳的非難は、違反の有無がそれに照らして判断されるのは法令ではなく道徳規範であり、その適当な主体は法定された機関に限られず道徳的コミュニティの任意のメンバーでありうるという点を除けば、刑罰とよく似ていると言うことができる。非難は道徳的に悪いことをした者に対して、まさにその悪いことをしたために、意図的に加えられる何か不快な帰結を伴うコミュニケーションである。従って、刑罰を法的処罰(の一種)とも言うことができるのであれば、道徳的非難は一種の処罰の性格を持つ。そして道徳的非難を処罰として理解するならば、それが適切であるためには、私たちが刑罰に期待するはずの制約の類比物に服するのでなければならぬとも期待することができる。このようにして本発表では、道徳的非難がそれ自体道徳的に適切であるためにはどのような制約に服さなければいけないかについて、非難を処罰として、また非難が服するはずの制約を処罰が服するはずの制約として捉え直すことで、多少とも理解を前進させることを試みる。

非難が服する制約を考察するにあたって、本発表では非難が刑罰との間に持つ相違点にも注目する。道徳的非難は一種の処罰として理解できるものの、それは刑罰とは最初に述べた点のほかにも次の重要な2点で異なっている。第一に、刑罰はそれが課されることを通じて第三者(同じ法秩序に属する他の市民たち)にも同様に犯罪者を罰するよう呼びかけてはいないが、道徳的非難は第三者(同じ道徳的コミュニティに属する他のメンバーたち)もまたその非難対象を非難するよう促すことをもその機能としているように思われる。第二に、司法過程において刑罰はその前提である犯罪の認定と分離され、犯罪が適切に認定された場合に初めて刑罰も適切に実施されうるのに対して、道徳的非難は、例えばそれが苛烈な表現を伴ったり恥をかかせたりするものであることによって、処罰の前提である非難に値することの認定であると同時に、それ自体処罰でもある。

道徳的非難が刑罰との間に持つこれら2つの相違点は、刑罰が遵守すべきものと期待される制約の類比物を非難が満たすこととの間に緊張をもたす。第一の点に関して、道徳的非難の資格を持つ主体が不特定多数であり、しかもそうした人々の非難の活動は組織的な仕方でもコントロールされてはいないことから、非難がなぜ、いつ「処罰はその前提となる罪の重さに比例していなければならない」という比例性の制約を満たすことができるのかは決して自明ではない。第二の点に関して、道徳的非難は(刑罰における語彙を用いるなら)同

時に犯罪の認定であり刑の執行であるという点から、「疑わしきは罰せず」という刑罰に課される基本的な認識論的制約の類比物をなぜ満たすことができるのかが、やはり決して明らかではない。

本発表では、道徳的非難が刑罰に類似すること、刑罰と上記の2つの点で相違することを示し（少なくともそう考えることのできるいくつかの理由を示し）、非難に期待される制約を定式化することを試みる。そして、刑罰と比較した場合の非難に特異な2つの点がそれらの制約との間に持つ緊張関係を詳細に見たとき、道徳的非難という実践は私たちが実際に期待するよりもいっそう多くのケースで放棄されるか、相当な程度制約されなければいけないかもしれないことを示唆したい。

#### 参考文献

Hart, H. L. A. 2008. *Punishment and Responsibility: Essays in the Philosophy of Law*. Oxford University Press.

吉田 隼大

## イスラーム世界における生命・医療倫理に関する一考察

——生殖補助医療、終末期医療および臓器移植とイスラーム法——

本発表は、生殖補助医療や終末期医療、臓器移植等にかかわる倫理的問題をはじめとする生命倫理学上の諸トピックが、イスラーム世界においてどのような仕方で受容されているかを出来る限り明らかにし紹介しようと努めるものである。

中東や東南アジアを中心に約十六億人の信徒（ムスリム）を持つイスラーム教は、信徒の日々の生活の在り方を、その細かな部分まで今日でも厳しく規定している。その一方、現代では当然彼らムスリムの暮らすイスラーム世界の内部にも欧米起源の様々な科学技術が流入し、ムスリムは多かれ少なかれそれらを利用せざるを得ない状況にある。そこに生じる、旧来の伝統との衝突や、従来見られなかった新しい社会問題に対し、イスラームの社会もまた、他の多くの地域や社会と同様、独自の様々な仕方で考察を試み、解決策を探し、正当化を試みてきた。しかし、イスラームにおけるそうした営みがどのようになされてきているのかについて考察した研究の蓄積は、特に日本語によるものについて、到底十分とは言えない。

本発表ではこの現状を解消する大きな企ての端緒として、非イスラーム社会では主に生命倫理学の問題として扱われるようなテーマがイスラーム法の枠組みの中でどのように解釈されているのかを、法学者自身の発表・公開している法的見解（ファトワー）にも依拠しつつまとめて紹介する。テーマとしてこれを選んだ理由は、（1）一般の人の関心の対象になりやすく、従ってアラビア語一次資料として参照可能なファトワーの量が比較的多いこと（2）イスラーム法学において歴史的に重視されてきた諸概念が密接に絡むテーマであること（3）先行研究が比較的豊富なこと、などである。

本発表は大きく二つに分かれる。前半では、そもそもイスラームにおける「倫理」とは何を指すのか、あるいは何を指すと考えて良いのかという問いについて考察したい。イスラーム世界は歴史的に西洋とは別個に独立した知的伝統を育んできた文明圏でありながらも、その多くは近代以降、西洋諸国による植民地支配などの強い影響下にあった。そのため、今日では欧米的な国家・社会制度、法体系やさらには生活様式が強く内面化されており、したがってイスラームの「倫理」に独自性を見出すことがたいへん困難であることは、以前から指摘されている。しかし、そのような状況にあっても、少なくとも部分的には「イスラームの倫理」と呼び得るものとして、イスラーム法と呼ばれる独自の規則体系を挙げる事が出来るのではないか、という主張を、発表者は行いたい。その後、イスラーム法とは何か、それはどのような点で「倫理」と呼び得るのかについて若干の考察を行う。簡単に紹介すれば、まずイスラーム法とはそのすべての根拠が究極的には唯一神の意思に由来する宗教的なものであると同時に、イスラーム法学と呼ばれる人間による学問的探究によって絶えず



洗練・発展を遂げてきた規則体系であるという点が挙げられる。法学者たちは現代でも、新しい技術や社会の変化によって日々生じる新たな問題に応えるべく、クルアーンやハディースといった伝統的文献にあくまでも依拠しつつ、法学の枠組みを発展させるという知的営為を続けている。また、そのために、学派や学者により大きな見解の相違がみられるという点もある。最後に、こうしたイスラーム法学の営みが活発に行われているイスラーム世界内の諸国においても、イスラーム法が直接法的拘束力をもっている事例は極めて少なく、西欧に範を取った人定法が施行されていることが殆どである。そのため、我々の知るいわゆる「倫理」と同じく、イスラーム法は、大体的場合は人定法に抵触しないが、時には両者は衝突し、ジレンマをうむという性格がある。

後半では、イスラーム法において生命倫理的問題がどのように解釈、判断されているかの考察を行う。実際の法学者が Web で公開しているファトワー等も参照しつつ、イスラーム法学ではどういった概念がどのような仕方で重視されているのかを明らかにして、日本におけるそれら問題の扱われ方との相違を見る。また、イスラーム法はその内部に多様な学派、学者間での意見対立や論争を含んでいるため、同じ問題に対しても宗派や学派の違いによる見解の相違が頻発している。そうした点についても言及し、その背後にどのような考慮や判断が働いているかについても出来るだけ考察・紹介しようと試みたい。

本発表は主に次の二点において意義を持つ。まず、ヒトやモノの「グローバル化」が進み、日本社会においてもムスリムの存在感がいや増している現在、ムスリムの生活様式や規範について非ムスリムが一定の知識・理解を持つのが重要であることは、有名な「ハラール認証」ビジネスやそれらを巡る諸議論の例をまつまでもなく明らかである。イスラームの生命倫理について考えることで、医療の現場におけるムスリム患者の扱い方に有益な変化をもたらすことが出来るかもしれない。加えて、我々の暮らす日本社会とイスラーム世界は、どちらも近現代において西洋の文明や技術を半ば以上強制的に導入され、独自に養ってきた伝統との折り合いの付け方に苦心してきた（いる）社会であるという共通点を持っている。そこで、イスラーム世界においてその折り合いがどう付けられているかを、いわば西洋文明の受容の仕方のオルタナティブとして知ることは、日本人が日本人自身の問題を解決するにあたって、西洋文明そのものを理解することとはまた異なった知見を与えてくれるだろうと期待したい。

仲宗根 勝仁

## 公開データの学術利用におけるプライバシー

——文脈完全性の観点から——

本発表では、Helen Nissenbaum が提唱する文脈完全性(contextual integrity)のアプローチ(Nissenbaum 2009)を手掛かりに、ビッグデータ研究において生じた研究倫理上のプライバシー問題を検討しつつ、プライバシー懸念・リスクを研究者自身が把握できるような研究倫理指針を試案として提示する。

研究倫理は、研究活動において研究者が遵守すべき規範を明らかにする応用倫理の一分野であり、生命倫理としてヒトや動物を研究対象とする医学や生命科学において重視されてきた。近年では、このような特定の分野に限らずおよそすべての研究分野に適用できるよう、特定不正行為や問題のある研究行為の防止、プライバシーへの配慮などを含めた体系的な研究倫理の構築が進められている。特に、インターネットの普及によりビッグデータが研究分野を問わず強力なツールとなった現在、ビッグデータ利用に伴うプライバシー懸念・リスクに対処するための方策が不可欠となる。もちろん、プライバシー保護についてはデータ保護の観点からの取り組みが世界的に進展を見せており、EUのGDPRや米国カリフォルニア州のCCPA、日本においても改正個人情報保護法に基づくデータ保護の法的整備が本格化している。しかし、これらの法令は主に経済活動におけるデータ保護に焦点があり、学術的目的の個人情報利用については適用外となっている。

個人情報の漏洩を防止する取り組みや個人情報の取扱いに伴う適切な同意の取得は当然のことだが、本発表で検討するのはより境界的な事例、「すでに公開されているデータ」を学術利用する際に生じるプライバシー懸念・リスクについてである。ある情報の利用がプライバシー侵害にあるとされる際、その情報が持つべきとされる要件の一つに「秘密」がある。『宴のあと』裁判は日本で初めてプライバシーの侵害が法的に認められた事例だが、その際にプライバシー侵害の判断基準の一つとして提示されたのが、その小説で暴露された内容が一般の人々に知られていないことであった。本発表の背景には、「秘密の情報でなければプライバシーの適用範囲外である」という「秘密パラダイム」(Solove 2008)の考えを退け、より適切な仕方で定式化されたプライバシー概念を構築するという目的がある。

本発表の構成は次の通りである。第一に、プライバシーを「文脈に応じた情報の流れの適切性」として捉える文脈完全性のアプローチを紹介する。第二に、文脈完全性の観点から、秘密パラダイムではビッグデータ利用におけるプライバシーの問題を正しく捉えられないことを指摘する。第三に、公開データの利用において想定されるプライバシー懸念・リスクについて文脈完全性の観点から明らかにしたMichael Zimmer(2018)の議論を紹介し、その有効性と問題点を指摘する。最後に、文脈完全性アプローチをDaniel Soloveによるプライバ

シー侵害分類論(Solove 2008)で補完し、研究上生じうるプライバシー懸念・リスクについてより手続き的に把握するための指針を試案として提示する。

#### 参考文献

Nissenbaum, H. (2009). *Privacy in Context: Technology, Policy, and the Integrity of Social Life*. Stanford University Press.

Solove, D. J. (2008). *Understanding Privacy*. Harvard University Press.

Zimmer, M. (2018). Addressing conceptual gaps in big data research ethics: An application of contextual integrity. *Social Media & Society*, 4(2), 1-11.

渡辺 一樹

## 後悔・運・必然性

——行為者性に関するバーナード・ウィリアムズの議論——

本発表では、行為者性 (agency) をいかに理解するかという問題について、イギリスの道徳哲学者であるバーナード・ウィリアムズの議論を再構成・検討する。ウィリアムズは、倫理的な責任の理解をたよりに行為者性を再考することで、行為者性を自発性や原因性から捉える理解を批判した。その中心的な主張は、「行為者性は運や責任認識などによって複雑に構成されており、自発的な行為・意志に行為者性を局限することはできない」というものである。そこでは、行為者性を自発的な行為者性に局限する見解が、特殊な責任理解（道徳システマ的理解）に基づくものとして相対化される。また、同様の自発的行為者性・責任理解に基づく自由意志論争が批判される。

行為者性をどう理解するか。例えば、行為者性を行為の原因としての意図（信念・欲求）に還元するデイヴィッドソンの「標準言説」や、これを批判して行為者性をむしろ実践的思考に還元するヴェルマンの立場などがある (Velleman [1992])。このように行為者性についての様々なアプローチがある中で、ウィリアムズは、倫理的な「責任」の理解を導きの糸として行為者性を思考し、行為者性において自発性（意志・意図）を重視する見解の限界を指摘したと本発表はみる（同様のアプローチをとる先行研究として古田 [2013] がある）。そこでは主に二つの議論が示される。

ひとつは、責任的行為者性の現象学である。すなわち、ウィリアムズは、責任を引き受ける主体の経験から行為者性を描き出す。そこでは、例えば、非自発的な行為の帰結について後悔し、責任を引き受けようとする「行為者後悔」といった経験が扱われる。あるいは、同じ行為が、運と言って良いような偶然の成り行きを経て、「意志の弱さ（アクラシア）」であったり真正の意志であったりと、全く別様に遡及的に解釈される事象が論じられる。このように、行為者性は、自発的な意志の産物に限らない多様なもの (e. g. 悲劇的な結果や偶然の成り行き) によって複雑に構成される (Williams [1982] p.29)。

いまひとつは、責任的行為者性の系譜学である (Williams [1992])。すなわち、ウィリアムズは、行為者性の理解が倫理的な責任理解の枠組みに応じて変化するしだいを描く。具体的には、責任が行為者性の四つの次元（原因・意図・状態・反応）と関わることを示し、それらの要素をさまざまに組み合わせることで異なった責任的行為者性が現れることを示す (Williams [1992] p.55)。意図・意志を特別に重視する責任理解は、行為者性の発揮を自発的な行為に局限する行為者性の理解をもたらす。

最後に、ウィリアムズの議論から導かれる自由意志論争批判をみる。ここまでの議論でわ

かるのは、意志・意図を特別に重視する行為者性の理解は、意志・意図を（道徳的）責任帰属において特別視する責任理解に基づいているということである。ウィリアムズによれば、このような責任の理解は、近代の道徳システムに特徴的な理解であり、さらに、自由意志論争は道徳システム的な行為者性・責任の理解に依存している(Williams [1995a][1995b])。だから、道徳システム的な行為者性・責任の理解を否定すれば、自由意志論争の問題は決定的には生じてこないことになる。

[参考文献]

Velleman, J. D. [1992]. “What Happens When Someone Acts?”, *Mind*, 101(403), new series, pp.461-481.

Williams, B. [1982]. “Moral Luck.” In his *Moral Luck: Philosophical Papers 1973-1980*, Cambridge U. P. pp.20-39.

Williams, B. [1992]. *Shame and Necessity*, University of California Press.

Williams, B. [1995a]. “How free does the will need to be?” In his *Making Sense of Humanity: And Other Philosophical Papers 1982-1993*, Cambridge U.P. pp.3-21.

Williams, B. [1995b]. “Voluntary Acts and Responsible Agents.” In his *Making Sense of Humanity: And Other Philosophical Papers 1982-1993*, Cambridge U. P. pp.22-34.

古田徹也 [2013]. 『それは私がしたことなのか—行為の哲学入門』新曜社.

野村 尚新

## 歴史記述の自動生成、及び、物語り論による哲学的基礎付け

情報技術の発展により人類は過去に類を見ないほどの膨大なデータを手にした。そして、このデータを史料と考えた場合、これらを精査してまとめ上げ後世に歴史として残すには、人力で処理しきれぬ量の限界を遥かに凌駕している。他方、現代において機械学習による統計的手法によりデータの自動要約や情報抽出の研究が盛んに行われている。そして、この手法を膨大な史料をまとめあげて「歴史記述の自動生成」の研究がいずれ行われていくと予想できる。

しかし、そもそも歴史記述とはなにか、また、機械学習でなにを自動的に抽出・生成するのか、それらの問いに関する考察を抜きにして「歴史記述の自動生成」はありえない。本発表はこれら点に考察を与えることで歴史哲学の理論と機械学習のアルゴリズムを結びつけ、自動生成された文章は歴史記述たりうる、と主張するための哲学的な基礎づけを与えることを企図とする。

本稿では分析哲学の歴史哲学の理論に基づく野家の物語り論を哲学的基礎付けとして採用した。野家の物語り論は歴史哲学の非実在に立つ立場であり、歴史記述に対して必ずしもそれに対応するような実在的な対象を要求しない。しかし、それによれば、文章間における関係を見出す行為（物語り行為）により物語りが生成され、そして、この物語りこそがこの立場での歴史記述であるとする。

他方、機械学習のアルゴリズムを用いて、文章間の間における「関係」を抽出するアルゴリズムの研究も行われている。この既存の関係抽出アルゴリズムを用いれば、文章間になんらかの関係を自動的に抽出することは技術的には十分可能である。そして、先の歴史哲学の理論に依拠することで、このアルゴリズムによる文章間関係の生成は一種の”物語り行為”として捉えることができ、そしてそのため、これは”物語り”つまり歴史記述である主張できる。

だが、問題としてこのアルゴリズムが生成した文章の精度評価はどのように行えばよいのだろうか。つまり、これが生成する歴史記述が妥当・非妥当の判断はどのようにできるのだろうか。機械翻訳であれば BLEU スコア、自動要約であれば ROUGE スコアといった一般的に普及している評価テストが存在する。しかし、歴史の場合、生成された文が歴史記述として正しいかどうかをどのように判断可能だろうか。

物語り論ではフィクションの文章と事実を扱う歴史文章の間に明確な差異を設けない。この歴史文章と他領域の文章の緩やかなつながりという特徴は、歴史家から批判される点でもあるが、評価基準を拡充する際には肯定的な特徴として捉えることができる。つまり、ストーリーライン抽出や因果関係抽出を評価するためのデータセットを使ってシステ

ムの構築と評価を行うのである。ドメイン間の関係（フィクションと歴史記述）が緩やかな物語り論の歴史理論に依拠するのであれば、このような評価方法も正当化できよう。

加えて、野家の物語り論では、フィクションと歴史記述の区別は「合理的受容可能性」によってなされる。また、野家は合理的受容可能性を過去・現在という時間の連続においても矛盾をきたさない「通時的整合性」と各時代における物証や証言と矛盾をきたさない「共時的整合性」に分析する。これらの整合性は、文章間の整合性を解析するアルゴリズムで代用することでシステム上に実装可能であると考えられる。

歴史文章のアルゴリズムによる自動生成はいずれ行われると予想でき、これに関する哲学的基礎づけは必要不可欠と考えられる。その一方で、歴史文章という文化的にデリケートな文章の評価方法には多くの困難が立ちふさがると想像に難くない。他方、自動運転における倫理判断の実装においても文化的差異が問題となっているという。そのため、歴史記述の自動生成の基礎づけ、及び、評価方法の考察は、歴史の領域だけでなく人工知能の倫理一般とも関連付いていると考えられ、歴史の自動生成の考察はこのような倫理学研究への貢献も期待できるのである。

太田 紘史

## 脳オルガノイド倫理において意識の重要性はどこにあるのか

近年のヒト脳オルガノイドと総称される培養技術の発展は、ときにパトナムの「培養槽の脳」に比喻されることもある (Lavazza 2020, 2021; Lavazza & Massimini 2018; Sawai et al. 2019)。ただしそうした比喻は、パトナムの思考実験が提示されたときとは全く異なる問題とともに描かれている。それは第一に、意識を持つ (あるいは持つという推定が信憑性を持つような) 脳オルガノイドを作成することがいずれ可能になるのではないかという問題である。とはいえこの問題は究極的には事実的な問題であって、脳オルガノイド研究や意識の科学的研究の進歩によって答えられるべきものである。もう一つの問題は、意識を持つ脳オルガノイドの作成や利用に倫理的な瑕疵はないのかというものであり、これは真摯な検討を受けるようになりつつある (Chen et al. 2019; Farahany et al. 2018; Hostiuc et al. 2019; Hyun et al. 2020; Koplin & Savulescuc 2019; Lavazza & Massimini 2018; Readon 2020; Sawai et al. 2019)。しかし、そこで中心となる課題が依然として不明瞭なまま残されている。その課題とは、脳オルガノイドが意識を伴うような神経活動を有することになったとしても、そこで意識がどのような仕方で道徳的な重要性を帯びるのかを説明するというものである。私の今回の発表の目的は、この課題について集中的な検討を施すことである。

私はまず、これまでの先行研究でしばしば繰り返して表明されてきた次のような見解について検討する: 脳オルガノイドが意識を持つようになるとき、そこで痛みや苦しみの経験が実現されるかもしれない、そしてそれは道徳的に望ましくない事態であり、それゆえ意識を持つ脳オルガノイドの作成や利用は倫理的な制約を受ける (Koplin & Savulescuc 2019; Lavazza 2020, 2021; Lavazza & Massimini 2018; Lavazza & Pizzetti 2020)。こうした見解には、しかし疑問の余地がある。というのも、その見解において想定されている、意識的な痛みや苦しみの経験が無意識的なそれとは違って道徳的に重要になるという考えが説得的ではないからである。むしろ無意識的な痛みや苦しみであっても、それは同様に道徳的に望ましくない事態だと論じられるかもしれない (例えば動物倫理の文脈において Carruthers 2004)。

とはいえ私がより強調したいのは、上記のような見解が仮に正しいとしても、それによって論点が尽きているわけではないという点である。仮に意識的な痛みや苦しみがまさにその意識性ゆえに道徳的に望ましくないものだとしても、それだけが脳オルガノイドにまつわる意識の道徳的重要性を構成するとは限らない。例えば、痛みや苦しみを一切経験しないように適切に「配慮」したうえで、他の任意の経験を享受するような脳オルガノイドならば、その作成や利用は倫理的制約を全く受けないと言えるだろうか。そう言うことに懸念が残るならば、上記の見解には尽くされない何らかの重要な論点が見落とされていることになる。



そこで私は、異なる観点から意識が重要になる仕方を素描してみる。それはむしろ、行為者としての経験に焦点を合わせることで浮かび上がるような意識の重要性である。脳オルガノイドが意識を持つとき、それにもかかわらず行為者としての生を享受することができない。さらにその生は、行為者性を制約された他の意識的存在者の諸事例とは根本的に異なる仕方で疎外されたものになる。こうした極めて逸脱的な生の作成と利用を含むために、意識を持った脳オルガノイドの作成や利用は相応の倫理的制約を受ける。私は今回、このように提案するうえで必要となるいくつかの一般的な価値論的テーゼを、独立した先行研究に基づいて正当化する。こうして正当化される見解は、痛みや苦しみのない脳オルガノイドについて残る懸念を説明するとともに、脳オルガノイド倫理において意識がどのように重要になるのか、その仕方を新たに明らかにするものである。私はこの見解を提案したうえで、他の生命倫理的な事例とも比較しながら当該の提案の明確化を図るとともに、その含意と限界の検討を行う。

松井 隆明

## 意味論的不正義とメタ意味論的不正義

概念工学や概念倫理学に対する関心の高まりに示されているように、「私たちが使用しているさまざまな語や概念は実は欠陥をもっているかもしれない」という可能性が、近年、これまでよりも深刻に受け止められるようになってきている。たとえば、Kevin Scharp は、著書 *Replacing Truth* において、嘘つきパラドクスが生じるのは私たちの真理概念そのものが不整合な概念だからであり、真理概念は彼が提案する新しい概念と取り替えられるべきだと主張した (Scharp 2013)。彼はまた、最近の論文において、哲学の仕事とは欠陥のある概念を新しいより良い概念と取り替えて科学に引き渡していくことだという哲学観を提案している (Scharp 2020)。概念の欠陥に対するこのような関心の高まりを受け、「概念の欠陥にはどのような種類があるのか」という問いが改めて問われるようになっており、概念の欠陥をめぐる問いはいまや概念工学や概念倫理学の基礎に関わる重要な問いのひとつとみなされている (Cappelen 2018, 1)。にもかかわらず、概念の欠陥そのものを主題的に取り上げた研究はこれまでのところほとんど存在しない。例外として、Herman Cappelen が著書 *Fixing Language* において主題的に論じているものの、彼がこの問題に費やしている紙幅は1ページにも満たない (Cappelen 2018, 34)。

本発表の目的は、語や概念の欠陥について考えるひとつの方法を提案し、異なった種類の欠陥がどのように相互に関係しうるかを考察することで、語や概念の欠陥に関するより良い理解を得ることである。

本発表ではまず、語の「意味論的欠陥」と「メタ意味論的欠陥」と呼びうるものを区別し、両者の事例をいくつか提示する。まず、ある語の意味論とは、その語の意味や指示（あるいは内包や外延）が何であるかを明らかにするものであり、ある語のメタ意味論とは、その語がそれが実際にもっているような意味や指示（あるいは内包や外延）をもっているのはなぜなのかを明らかにするものである。したがって、意味論的欠陥とは、ある与えられた語の意味や指示（あるいは内包や外延）が何であるかに関わるような類の欠陥であり、メタ意味論的欠陥とは、ある与えられた語がそれが実際にもっているような意味や指示（あるいは内包や外延）をもっているのはなぜなのかに関わるような類の欠陥である。意味論的欠陥の潜在的な事例としては、指示の失敗、無意味さ、曖昧性、などが挙げられるだろう。また、メタ意味論的欠陥の事例としては、語の意味や指示を決定するプロセスや手続きに問題があるケースが挙げられるだろう。

次に、意味論的欠陥とメタ意味論的欠陥の区別にもとづいて、「意味論的不正義」と「メタ意味論的不正義」という概念を導入し、再び両者の事例をいくつか提示する。意味論的不正義とメタ意味論的不正義はそれぞれ意味論的欠陥とメタ意味論的欠陥の一種である。意

意味論不正義とは、ある与えられた語の意味や指示（あるいは内包や外延）が何であるかに関わるような類の不正義であり、メタ意味論的不正義とは、ある与えられた語がそれが実際にもっているような意味や指示（あるいは内包や外延）をもっているのはなぜなのかに関わるような類の不正義である。たとえば、ある語の外延が、その語が本来当てはまるべき人を不当に排除してしまうとき、その語は意味論的に不正である。また、ある語の意味や指示を決定するプロセスや手続きに不当な権力関係が入り込んでいるとき、その語はメタ意味論的に不正である。以上の区別を踏まえ、私は、ある語がメタ意味論的に不正であるがゆえに意味論的にも不正であるような事例があると主張する。意味論的不正義とメタ意味論的不正義はしばしば相互作用するのであり、「意味論的不正義」と「メタ意味論的不正義」という概念はこうした相互作用を可視化するのに役立つのである。

最後に、意味論的不正義やメタ意味論的不正義が認識的不正義とどのように関係しうるかを考察することで、さらなる研究の可能性についても示唆を与えたい。ある語の意味を決定する権威をもった人とは、その語が当てはまる対象について専門的な知識をもっていると社会においてみなされている人であることが多い (Goldberg 2009)。だが、Miranda Fricker や José Medina が指摘するように、発言の信憑性がしばしば偏見や社会的関係の影響を不当に受けるのであれば (Fricker 2007; Medina 2013)、ある語の意味を決定する権威をもった人とは誰なのかということも、しばしば偏見や社会的関係の影響を不当に受けることになるだろう。本発表の議論は、認識的不正義をめぐる議論が言語哲学にもちうる含意を考える上でも有益であるはずである。

Cappelen, Herman. 2018. *Fixing Language: An Essay on Conceptual Engineering*. Oxford University Press.

Fricker, Miranda. 2007. *Epistemic Injustice: Power and the Ethics of Knowing*. Oxford University Press.

Goldberg, Sanford. 2009. "Experts, Semantic and Epistemic." *Noûs* 43 (4): 581–98.

Medina, José. 2013. *The Epistemology of Resistance: Gender and Racial Oppression, Epistemic Injustice, and the Social Imagination*. Oxford University Press.

Scharp, Kevin. 2013. *Replacing Truth*. Oxford University Press.

———. 2020. "Philosophy as the Study of Defective Concepts." In *Conceptual Engineering and Conceptual Ethics*, edited by Alexis Burgess, Herman Cappelen, and David Plunkett, 396–416. Oxford University Press Oxford.

稲岡 大志

## 哲学の入門書を読む

本発表で試みるのは、同じ主題を扱うさまざまなタイプの哲学の入門書を読み、その特徴を比較検討し、「哲学の入門書」とはいかにあるべきなのか、を考えることである。「哲学の入門書」には、その分野の専門家によって書かれたものもあれば、そうではないものもある。後者はさらに、隣接分野の専門家によって書かれたものや、そもそも哲学の専門家ではない著者によって書かれたものもある。また、そうした書籍が想定している読者や、想定している読まれ方も様々である。その分野に対する前提知識を一切持たない読者が、一人で読んで理解できるように配慮している入門書や、あくまでも大学の授業などで教師によって教えられることを前提とした、教科書的な読まれ方を想定している入門書もある。とりわけ、前者のタイプのような入門書の場合、著者である専門家が想定している「初学者でも読める」という難易度設定が妥当なものかどうかは検討の余地があるだろう。もちろん、入門書の執筆に際しては版元や編著者の意向といった要素も入り込んでくるが、理解可能性のハードルをできるだけ下げることと、事柄の説明の正確さをできるだけ高く担保することは、両立不可能とまでは言わないまでも、ある種のジレンマ状態にあると言ってよいだろう。極端な言い方をすれば、「わかりやすさ」と「厳密さ」とをどの程度バランスよく保つか、が入門書の著者の腕の見せ所であるということもできるだろう（もちろんこれは哲学に限ったことではないだろうが）。

哲学の入門書を比較検討するという作業には、大学で哲学を教える際に「こういった点に注意すればよい」という Tips を提供することや、入門書を執筆する際に、自分の意図通りの入門書が書けるようになるためにはどういった点に注意すればよいかという指針を提供することに貢献できるだけでなく、そもそも哲学にとって「入門」とはどうあるべきなのか、いかにして哲学の裾野を広げればよいのか、といった、(やや大げさに言えば) 社会における哲学のあり方の行く末を見定めることにも繋がるだろう。

本発表では、18世紀ドイツの哲学者イマヌエル・カントの入門書をモデルケースとして、「哲学の入門書」を比較検討したい。カントはその知名度で言えばプラトンやデカルトやニーチェに匹敵する高さを誇るし、その哲学の難解さもまた言うに及ばずである。そして、カントの哲学を学ぶ者は、「物自体」「超越論的」「ア・プリオリ」「感性」「構想力」「図式」といった「カント用語」を理解した上で、カントが何を問題としていたのかを理解しなくてはならない。言い換えると、カントの哲学を教える際には、こうした関連概念の理解を与えた上で、カントが何を問題とし、どういった解答を与えたのかを理解させなくてはならない。そして、こうした要素を盛り込むことがカント入門書には求められているのである。

カントのいわゆる三批判書については複数の邦訳が刊行され、入門書もかなりの数が出

版されており、初学者にとってのアクセス環境はかなり整っていると考えることができる。本発表では、多くのカント入門書から、以下の文献表に挙げているカント入門書を中心とした比較をし、その特徴を抽出して、「哲学入門書のパターン」の提示を試みたい。

#### 文献

石川文康、『カント入門』、ちくま新書、1995年。

黒崎政男、『カント『純粋理性批判』入門』、講談社選書メチエ、2000年。

斎藤哲也、『試験に出る哲学 「センター試験」で西洋思想に入門する』、NHK出版新書、2018年。

佐藤文香・近藤たかし、『純粋理性批判』、講談社まんが学術文庫、2020年。

田中正人、『哲学用語図鑑』、プレジデント社、2015年。

富田恭彦、『カント入門講義: 超越論的観念論のロジック』、ちくま学芸文庫、2017年。

西研、『カント『純粋理性批判』(NHK100分de名著)』、NHK出版、2020年。

納富信留・檜垣立哉・柏端達也編著、『よくわかる哲学・思想』、ミネルヴァ書房、2019年。

秦野勝、『面白いほどよくわかる! 哲学の本』、西東社、2012年。

御子柴善之、『自分で考える勇気——カント哲学入門』、岩波ジュニア新書、2015年。

『岩波 哲学・思想事典』、岩波書店、1998年。

遠藤 進平

## 仮定の質問には答えられない

——応答拒否のリバース・エンジニアリング——

「仮定の質問には答えられない」という、政治家の応答としてはなかば常法と化した言い回しがある。この応答はいったいどのような内容を意味しており、また、どういうときに、そしてなぜ言い分のあるものとして認められるのか（あるいはそうでないのか）。これらの間に、疑問文そして仮定文の意味論、そして発見法といった言語の哲学上の分析ツールを用いてとりくむ。

わが国の総理大臣（予稿提出当時）である菅義偉氏の、官房長官当時より重用してきた応答（拒否）のフレーズが、「仮定の質問には答えられない」である。彼にかぎらず、政治家の常套句と化しているところがあり、責務放棄だという批判的なエッセイもいくつかみつける。しかし、政治家の振る舞いとして適切かどうかを判定するにあたって、そもそもこの「仮定の質問には答えられない」というのはどういうことを言っているのか、は、そこまで明らかではない。

この発表の目的は、「仮定の質問には答えられない」なる言明がどういう内容を述べているのかを特定することにある。すなわち、この文が正しくなるのはどういうときか、この文の真理条件はなにか、をあきらかにする試みである。

その目的にむけて、形式意味論によるアプローチと、発見法によるアプローチとを行う。発表は、上記の二つのアプローチに対応した、二部構成をとる。第一に、形式意味論からアプローチをする。形式意味論とは、言語表現の字面どおりの意味を、数学的道具立てをもちいて表現する分野である。

当該の発言は「仮定（もし...ならば、あるいは英語だと if などの表現）がはいた質問（...か、や?などの表現）への応答」だという事実に着目する。そこで、疑問文をあつかうことのできる意味論フレームワークとして、Ciardelli らによる *inquisitive semantics*（詮索の意味論？定訳いまだなし）を採用し、今回の発表に必要なぶんだけの定義などを導入する。この枠組みは、発言がもつ意味＝情報を可能世界の集合（やその変化）で表現しようとする流れを継承し、さらに表現力を拡張したものだ。情報はもたらさないが（たとえばイエスカノーかの二択は、なにも新しい情報をもたらさないだろう）話題をもたらすという質問の意味内容を記述することができる。

「仮定の質問に答えられない」という文の意味は、このアプローチが教えるところによると、つぎのようなものになる。仮定つきの疑問文には回答が不可能——つまり真になりうる回答文をひとつも用意できない——だということを伝えるある種のメタ表現なのだと解釈する。

この解釈は、たしかに答えられないという理由に正当性を与えることができる。このような問いの例としては、条件の前件が不可能である場合（「 $2+2=5$  だとして……」）、あるいは前件に従うと後件の質問じたいが無意味になってしまう場合（「もしもオリンピックが開催されないとしたら、開会式の会場はどこになるか」——開催されないオリンピックの会場がどこかを問うことはできない）などがある。しかし、例は不自然に極端なものばかりで、多くの重要なケースが見落とされてしまう。

意味論によるアプローチの不足をうけて、発見法 *heuristics* によるアプローチを試みる。この部分が本発表の核心である。発見法とは、意味論をどのようにわたしたちが運用しているのか、を問題にする。意味論と、人間の心的機序の経験的探求である心理学や認知科学との間のインターフェイスとなるべき分野である。とくに、条件文を解析するにあたって、意味論だけではなく発見法に着目する Timothy Williamson による近年の議論を援用する。Williamson が強調するのは、前件がしめしている条件が成立している状況を詳細に想定する、想像力なる認知能力ないし資源の大切さである。たとえば、「もしもワクチンが間に合わなかったら、オリンピックは開催するのか？」という仮定の質問に応答するためには、ワクチンが間に合わなかった場合、というまだ実現していない状況を想像でつくりだし、そのつくりだした想像上の状況のなかで判断をシミュレートする、というプロセスを踏むことになる。このプロセスの実行には、認知的な資源が必要だ、ということになる。

このように発見法という視点からだと、意味論アプローチだとあまりに辛くなってしまって実用にはたえない真理条件が、実用的なものになる。仮定の質問に答えることができないのは、(i) 必要となる認知資源が用意できない、つまり当人の想像力という能力が足りないから、あるいは (ii) 仮定の状況を想定する認知資源を費用対効果などの観点から配分すべきでない判断しているから、という大別するに二つの条件が露出してくる。

参考文献：

Ciardelli, Ivano, Jeroen Groenendijk, and Floris Roelofsen. *Inquisitive Semantics*. Oxford University Press, 2018.

Williamson, Timothy. *Suppose and Tell: The Semantics and Heuristics of Conditionals*. Oxford University Press, 2020.

峯村 優一・杉本 俊介・豊島 史彬

## 多面化する疾患概念研究

日常会話の中で用いる「病（やまい）」という言葉は、主観的あるいは社会的な意味合いが濃くなり、病によって意味する内容を明確にすることが困難となる。一方、哲学的あるいは情報科学的な分析によって、医学上の「疾患」という言葉が意味することは、異なる文化を超えて共有され、客観的に定義できる内容を含むものと考えられる。概して、医学上の疾患は、身体上に障害が生じることによって患者に苦痛を与えるものであり、医療はその苦痛を緩和、治療し、患者の健康を改善するのに役立つものとされる。だが、医学上の「疾患」に関して、人々の間に共通の認識のようなものがあるとは言え、より厳密に疾患を定義し理解することを試みれば、依然いくつかのアプローチに分かれ、見解の相違は多岐にわたる。

たとえば、疾患を自然主義的に身体上の機能障害によって理解する、また、人々が社会で共有する価値観により、ある事象が疾患であるかが決められる、等の方法がある。あるいは、疾患概念を存在論的に分析し、医療データ統合の促進のために、プラグマティック（実践的）に定義するという方法がある。本ワークショップにおいて、各提題者はそれぞれ、倫理学、哲学、情報科学の専門分野に基づいた疾患の概念研究を通して、問題提起をする。疾患の定義や区分は、単に哲学的、科学的に意味づけることの興味のみによってされるのではない。疾患の定義や区分を適切にすることは、人々による疾患の理解を向上させ、疾患が示す範囲を明確にして、疾患の間違った認識によって生まれる差別や問題をなくすために役立つ等、人々の幸福に繋がるものである。各提題者は、主に欧米における疾患分析の先行研究を考察し、問題点を掘り下げて、疾患分析の問題を検討する。

倫理学を専門とする杉本俊介が、疾患と病（以下、疾病）の本性に関する哲学的分析について概説する。まず、なぜ疾病について哲学者・倫理学者が取り組む必要があるのかを確認する。次いで、疾病の本性について、概念分析と現象学とプラグマティズムという3つのアプローチに注目し、その差異に触れる。さらに、疾病の概念分析に焦点を絞り、レイチェル・クーパーの『精神医学と科学哲学』（2007）の第3章で取り上げられている6つの学説と取り上げられていない学説、そしてクーパーの支持する「込み入った学説」に対する批判を紹介する。最後に、身体疾患の概念分析として「込み入った学説」の問題点を指摘する。

哲学を専門とする峯村優一が、ジェローム・ウェイクフィールドのハイブリッド理論を考察する。身体の病気を定義し考える上で、クリストファー・ブルースは、自然主義的な生物統計理論によって、組織障害が生じて定量的に正常から外れた状態を病気と定めている。ウェ



イクフィールドは、自然主義的また価値的な要素の両方を取り入れたハイブリッド理論を提唱している。ハイブリッド理論は、組織障害だけでなく、社会的な価値判断を取り入れて病気を分析することで、ブルースの理論より医療実践と整合的また包摂的な考察が可能となる。だが、精神障害を考える場合、組織障害、社会的な価値判断のみならず、患者個人の考え方や世界観を含めて考察する必要があることを、本報告で明らかにする。

情報科学を専門とする豊島史彬が、情報科学分野のオントロジー（データ統合を促進するために特定の分野の知識を論理言語によって明示化した表現物）における疾患概念の定義を紹介する。医療辞書・用語集とは異なり、医療オントロジーは疾患概念を規約的に定義することで、医療知識の再形成を促す（例：疾患は傾向性的一种として理解される“べき”）。オントロジー的疾患定義は、必要十分条件の形をとる点で伝統的な概念分析と接続しつつも、データ統合のために疾患概念の「改良」を志向する点で、近年の動向である概念工学との接点も見出される点を指摘する。

以上の発表をふまえ、フロアを交えた質疑応答、意見の交換を通して、疾患の分析に関する問題について議論し、見解を深めることを目的としている。

出口 康夫・大塚 淳・唐沢 かおり・加藤 猛・工藤 泰幸・朝 康博

## Society 5.0 を応用哲学する：IT システムと社会規範 (4)

京都大学および他大学協力者と日立京大ラボの共同研究では、これまで、Society 5.0 において社会知のパラダイムが従来の説明・予防型（物理学・歴史学モデル）から診断・予後予想・介入型（臨床医学モデル）へとシフトすることを示してきた。さらに、社会システムが個人行為・対人相互作用・制度形成という3つの階層のダイナミックな循環システムであることを踏まえ、それぞれの階層に対してITシステムが診断・予後予想・介入を行うというSociety 5.0の社会実装像を示してきた。今回のワークショップでは、第10回から第12回年次研究大会での議論に続き、オーガナイザである哲学者 出口康夫（京都大学）の趣旨説明の後、3人の情報技術者（日立京大ラボ）が問題提起を行い、それらに対して科学哲学者 大塚淳（京都大学）、社会心理学者 唐沢かおり（東京大学）がそれぞれの立場からコメントを加え、Society 5.0の規範・倫理的課題と社会实践に関する議論を深めたい。

### (1) 情報技術者 加藤猛「社会 Co-OS：社会とITの協同システム」

現状の Society 5.0 像は Cyber-Physical System (CPS) であり、ITにより人や社会のデジタルツインを作ろうとしている。しかし、観察の理論負荷性や限定合理性を考えれば、完全なツインを作ることはできない。また、ITは人の外的足場であり、“〈われわれ〉としての自己”の中の1つエージェントにすぎない。そこで、人・社会とITが分離したCPSに代わり、〈われわれ〉から成る社会の一部にITが組み込まれつつ、サイバー空間でITが作る〈われわれ〉像が動作するという、社会とITの双方が入れ子になった“拡張された社会”としての Cyber-Human System (CHS) を構想し、そのアーキテクチャとして双方の Co-Operating System (社会 Co-OS) を提案する。具体的には、社会 Co-OS は、社会システムの個人・対人層に対して日々の運用・行政を回すファストループと、制度層に対して集団の合議・政治を回すスロループとの二重構成から成る。以下では、価値観の多様性と価値の多元性が複雑に絡み合う混生社会を念頭におきつつ、それぞれのループにおける課題を取り上げる。

### (2) 情報技術者 工藤泰幸「社会 Co-OS のファストループにおける行動介入」

昨今、行動介入方法として行動経済学に基づくナッジが注目されているが、パターンリスティックな干渉に対する批判がある。ITによる行動介入が完全中立になることは不可能だが、バリュー・センシティブ・デザインなどでは、IT設計者の意図ではなくエビデンスに基づき、個人の自律性を重んじる介入が研究されている。これらを踏まえ、ファストループにおける行動介入では、エビデンスとしての社会心理学実験データから生成した心理モデルに基づいて介入を実施し、自律性を尊重するために個人の行動選択を意識的な判断に委

ねている。具体的には、約1万件のデータベースを機械学習したAIが介入策のランキングを提示し、そのうち効果の高い介入策をインターフェースを介して個人に提示している。パターンリズムへの批判に関しては、社会 Co-OS への参加の自由と介入への同意によって回避されると考える。なお、介入に対する個人間の行動のばらつきはある程度吸収できると考えるが、フリーライダー問題は残る。この問題に対しては、経済学者オストロムのコモンズの設計原則に倣って、段階的制裁または紛争解決（合意形成）を行うことになるだろうか。

### (3) 情報技術者 朝康博「社会 Co-OS のスローループにおける合意形成」

デモクラシーの語源は民衆（多数派）支配であり、もともと古代ギリシャにおける軍事的背景から生じたものである。一方で、古代のイオニアや東南アジア大陸部のゾミアのような多民族から成る混生社会では、平等主義的な共同体が維持され、全員のコンセンサスが重んじられてきた。これまで、数理モデルでは全員合意案の存在が証明され、社会的選択理論ではベンサム功利主義原理に対してロールズのマキシミン原理が提示されている。これらを踏まえ、スローループにおける合意形成では、多数決による社会統合ではなく、手続き的公正プロセスを通じた調和的な社会編集を目指している。具体的には、多様な選択肢に関する多元的価値のシミュレーションを行い、それらに対して集団意思のマッピングを行ったうえで、集団内の対立関係の可視化とそれを緩和する妥協関係の提示を行っている。なお、さらに全員合意を図るうえでは、少数派と我がままの区別が問題となる。この問題に対しては、社会 Co-OS への参加段階で例えば SDGs のような共通目標に同意を得たうえで、意思マッピングの結果から我がまを認識させることで妥協を促すことになるだろうか。

### (4) 共通課題「社会 Co-OS と個人情報」

ファストループでは、個人の属性情報や、心理検査や行動観察データに基づくパーソナリティ特性が得られれば、より効果的な行動介入を行えるだろう。同様に、スローループでは、個人の社会的地位や、アンケート調査や位置情報データに基づく人間関係ネットワークが得られれば、より合意形成を進めやすくなるだろう。すなわち、個人情報保護と、行動介入や合意形成の効果との間にはトレードオフの関係がある。社会 Co-OS への参加段階で個人情報取扱いへの同意が前提であるとはいえ、AI 倫理と同様に、セキュリティとプライバシー保護、ポータビリティ権と削除権、学習データのバイアスと公平性、透明性と説明性などへの配慮が必要となる。ただし、社会 Co-OS は行動介入や合意形成を支援するにすぎず、最終的には個人や集団の意思決定に委ねているのであり、個人情報を含めた倫理の問題は社会 Co-OS というコミュニティへの共感や信頼に帰着するように思われる。

荒井 ひろみ・和泉 悠・朱喜 哲・辻 大介・仲宗根 勝仁・谷中 瞳

## 哲学の応用と社会実装

——ヘイトスピーチをめぐる文理共創研究の可能性と課題——

今日の社会において、いわゆるヘイトスピーチの克服は世界共通の課題となっている。とりわけ、ソーシャルメディアをはじめとしたインターネット上に蔓延する攻撃的・暴力的表現を検出し、適切に分類・評価した上で、その規制を検討することは重要性を増している。具体的には、それらをどう自動的に検出するのか、どのように分類・評価するのか、そして、どのような施策や技術によって抑制、あるいは規制していくべきなのか、といった一連の問いに取り組みなくてはならない。

こうした一連の課題にとりくむためには、法学や社会学、言語哲学・倫理学といった人文社会科学分野ばかりでなく、自然言語処理のような情報工学分野との協業がますます必要になることは明らかだろう。しかし、こうした文理共創プロジェクトにおいて、どのように役割分担がなされ、どのように社会実装に向け研究が推進されるべきかについては、明確なモデルケースがあるわけではない。

本ワークショップでは、哲学・倫理学の知見を利用する、ヘイトスピーチをめぐる学際研究の事例を2つ取り上げ、その内容と課題の検討を通じて、文理共創研究の可能性を探る。

第一に、言語哲学と情報工学との共創研究の事例に関する報告を行う（荒井・和泉・朱・仲宗根・谷中）。この研究では、日本語ソーシャルメディアにおけるヘイトスピーチの検出に向けて、言語哲学分野の理論的知見に基づいたガイドライン作成・整備をおこないつつ、情報工学分野の方法論によるデータセット構築・分析を実施している。この場合、前者の貢献により、単純に差別語の有無だけでの機械的判断に陥らず、解像度の高いガイドライン作成が可能となった。また後者の貢献により研究上の共有資産となり、計量的な観点から作業仮説を検証しうるデータセット構築という手法が可能となった。

本研究は、COVID-19 禍におけるソーシャルメディア上の言説分析という側面もあり、こうした環境でどういうタイプの攻撃的・暴力的言説が増減するのかについての示唆も提示する。理論的な仮説を計量的に検証できることは、規制論などに進む前段階における議論の解像度を高め、社会実装に向けた課題の優先度を明らかにしてくれるものである。他方、分野横断的な共創研究を発展させるうえでは、分野間の役割分担はもちろん、スタイルや目的意識の相違も課題になる。こうした課題についても、各分野から報告し、議論したい。

第二に、ヘイトスピーチ研究において先行する分野横断的プロジェクトの動向を紹介する（辻）。社会科学分野では、すでに調査手法を用いた実証的な研究をもとに理論的（あるいは規範的）提言につなげる研究が進行している。こうした研究における理論的課題と実証

的課題との相互連関を整理し、文理の連携が求められるポイントを明確にする。

ヘイトスピーチ規制にあたってまず問題となるのは、表現の自由とのかねあいであり、日本の憲法学界では今も慎重論が主流と言える。ただし、劣悪な言論が思想の自由市場の機能不全によって淘汰されにくいと考えられる場合、その分だけ規制は正当化されることになる。たとえば、[a]SNS で閉鎖的な「エコーチェンバー」が形成され、[b]相対立する言論を比較考量する機会が損なわれる、とすれば、思想市場はその淘汰力を削がれる。ここで、[a]については計算社会科学的アプローチにより、[b]はサーベイ研究により、実証的知見を提供することができる。どの程度の規制が許容されるかの法理論的評価・判断に、こうした形で実証科学が貢献することは十分に思われる。

この点を踏まえつつ、実際のランダムサンプリング調査から、ネット利用量が現代的レイシズムおよびセクシズム意識を強めるという因果効果を明らかにした事例をとりあげ、その分析結果を紹介する。こうした研究をさらに推進するためには、言語哲学や情報倫理学などの助力を要する課題も多々あり、学際的な役割分担と連携が強く求められる。その現状について、ポイントを絞って説明する。

以上の大きくふたつの学際的ヘイトスピーチ研究プロジェクトの紹介と検討を通じて、こうした社会課題にとりくむ応用的な学際研究における課題を明らかにするとともに、とりわけ哲学分野が果たせる貢献について、参加者を交えて議論したい。

大谷 卓史・多根 悦子・西條 玲奈・岸本 充生・壁谷 彰慶

## 「切れば血が出る」データの倫理

データサイエンスとインターネット研究の倫理を探る

一見「データ」とは無味乾燥な存在のようであるものの、統計科学とデータ解析から発展した「データサイエンス」と呼ばれる営みや、インターネットを媒介して生成されるデータを対象とする「インターネット研究」が対象とするデータの中には、きわめて人間くさいものが少なくない。たとえば、がんや遺伝病などの疾病の将来的な罹患確率の予測への活用が期待される実際の患者や家族の疫学データ。インターネット上の自助グループで共有された自分や家族の経験と感情を書き記したデータ。偏愛する創作物への愛を込め、愛を吐露するためにウェブサイトやソーシャルメディアで開示した二次創作や評論。マーケティングにおいて分析されるデータも人々の欲望の集積であり、そこから得られる知見・洞察も人々の欲望（関心・嗜好など）である——このように、データサイエンスもインターネット研究も、いわば「切れば血が出る」かのようなデータをも分析・研究の対象とする。

ここで、データサイエンスとは、社会・経済のさまざまな領域で産出されるデータから、コンピュータを活用するデータ処理・分析によって有益な知見を引き出そうとする営みを指す。また、インターネット研究とは、インターネットを研究の場としたり、インターネットを媒介とするコミュニケーション、インターネット経由でアクセスできる多様なデータを対象としたりして実施される、定量的・質的な調査研究全体をいう。

個人情報保護法は差別や不当な偏見のきっかけとなる個人情報の収集を厳格に規制し、著作権法は著作者・著作権者に自らの創作物に対する一定のコントロール権限を与える。ところが、「切れば血が出る」データの取り扱いについては十分な示唆を与えないことがある。個人情報保護法はデータの分析結果の取り扱いに関しては、特定の個人を識別する情報以外について示唆するところは少ない。ある個人が遺伝的な基礎のある疾病の可能性を有するとその家族に告知するとき、これは家族に対するその疾病の告知に等しいが、この告知の是非については教えない。インターネット上で不特定者がアクセス可能な領域で開示された創作物は、著作権法上は機械学習の対象として利用することも、それを自らの著作物中で引用することも、創作者に無許諾で可能であるものの、敬意のない無許諾利用のせいで創作者が憤激する事件が起きている。このように、法的規制だけでは、データサイエンスやインターネット研究が遭遇するデータにかかわる倫理問題に十分対応できないことが明らかである。

一方、データサイエンスやインターネット研究の研究倫理は十分に形を得ていない。これは、この二つの分野がいわば方法論や媒介するメディアの共通性によってまとめられたさまざまなデータを対象とする営みで、そのデータの種類は多様であるし、その分析の視角や

枠組みも多様なため、データサイエンス全体・インターネット研究全体を包括する研究倫理の原則や手続きを形成することが困難であることが理由と考えられる。

ところが、分野横断的であるというデータサイエンスの特徴を逆手にとって、分野間の「倫理ダンピング」のようなものも行われるかもしれない。つまり、心理学や社会学の調査研究であれば十分な倫理審査の手続きが確立している一方で、同じような人の活動や行動から得られるデータを対象とする工学の研究では倫理審査が十分に行われないことから、後者の分野として実施される調査研究があるかもしれない。

さらには、データサイエンスが勃興期の科学・実践であり、それを研究・実践する研究機関の種類が多様であることから、大学・研究機関・企業など研究組織の種類や、設置された研究倫理審査委員会の質や判断の厳格さの違いを悪用する、倫理ダンピングの恐れもある。データサイエンスの研究倫理審査の原則と手続きの確立はこうした点からも求められる。

2010年代前半には、医生物学における人を対象とする研究と同様に、データサイエンスにも政府規制を導入すべきとの議論が行われた。当時立法による規制はデータサイエンスの発展を妨げるという議論があり、立法化は見送られた。しかし、上記のように「切れば血が出る」データを扱う実践・研究の倫理規制をまったく整備しないことは、上記の倫理ダンピングの問題も生み、おそらくは逆にデータサイエンスの健全な発展を阻害する可能性がある。

一方で、インターネット研究にはインターネット研究協会（AoIR： Association of Internet Researchers）の研究倫理ガイドラインがあるものの、一般的な倫理審査プロセスで要求されるチェックリスト型のものとは程遠い。とはいえ、学際的・分野横断的なインターネット研究を倫理的な実践とするためには、その方針やスタイルには十分な理由があると思われる。

本ワークショップにおいては、上記の状況を踏まえ、①データサイエンスと人工知能の倫理問題、および②ソーシャルメディアやウェブサイトの創作物をデータとするインターネット研究の倫理問題を紹介し、③学習データとしてのインターネットコンテンツ利用の研究倫理および④欧州連合提案の分野横断的な倫理審査委員会に関するマネジメント標準とインターネット研究倫理ガイドラインを検討する。各報告者から発表したのち、データサイエンスおよびインターネット研究の健全な発展を可能とする倫理規制について討論を行う。

- (1)多根悦子（東京大学） 人工知能とデータサイエンスの研究倫理
- (2)西條玲奈（大阪大学） ファンダム作品のインターネット研究倫理
- (3)岸本充生（大阪大学） 学習データとしてのインターネットコンテンツ利用の研究倫理
- (4)大谷卓史（吉備国際大学）・壁谷彰慶（東洋英和女学院大学） 倫理審査委員会標準とインターネット研究倫理審査ガイドライン

謝辞：本企画を準備するにあたって、株式会社サイバーエージェント森下壮一郎博士にご助言をいただいたことを記して感謝申し上げます。また、本ワークショップは、JSPS 科研費18H00608の助成を受けたものです。

金光 秀和 (オーガナイザー)・斉藤 了文・久木田 水生・宮林 正恭・大家 慎也

## テレプレゼンス・テレイグジスタンスの技術論

技術に関する応用哲学的な研究は、技術が新しい行為の形を生み出し、人間・社会のあり方を大きく変える様を対象としている。これまでもテレプレゼンス・テレイグジスタンスの問題は技術論の研究対象となっていたが、COVID-19の蔓延は社会に劇的な変化をもたらし、改めてその問題を考察する必要に迫られている。本ワークショップでは、テレプレゼンス・テレイグジスタンスの問題について、理論・実践の両面から多角的に議論したい。

### 提題1 金光 秀和 (金沢工業大学)

「テレプレゼンス・テレイグジスタンスという問題圏」

テレプレゼンスとは「自分の手のような感覚を持ち、手のように動く遠隔操作システム」の通称で1979年、M・ミンスキーによる宇宙開発の提言において初めて用いられたとされる ([https://artscape.jp/artscape/reference/artwords/k\\_t/telepresence.html](https://artscape.jp/artscape/reference/artwords/k_t/telepresence.html))。一方、テレイグジスタンスは、東京大学名誉教授舘暉氏が1980年に提唱した「人間が、自分自身が現存する場所とは異なった場所に実質的に存在し、その場所で自在に行動するという人間の存在拡張の概念であり、また、それを可能とするための技術体系」だとされる (<https://tachilab.org/jp/about/telexistence.html>)。本発表では、テレプレゼンス・テレイグジスタンスが技術論でどのように扱われてきたか、また扱われうるのかの概略を示し、その上で、本ワークショップで扱う問題を提示する。

### 提題2 斉藤 了文 (関西大学)

「制御の問題域」

テレイグジスタンスは、マジックハンドに似ている。ダヴィンチのように、現実の世界で、人工物を使う。ここまでは、自動車の運転と同じである。さらに、ヴァーチャルな世界からの反作用、知覚、触覚を感じる。一般に、ロボットが世界の中でうまく動く、適応するには、これが必要である。つまり、世界を「見る」だけでなく、「介入する」。さらに世界からの「痛み」を感じるべきである。ここでは視覚より触覚が典型となる。

機械の機能は、速さや、強さ、エネルギーの大きさなど、人間を超えた力を目指した。ただ、「制御」に関して人間のサポートをすとか、人間を超えることはどういうことか。しかも適応するということは、人間という行為者もいる世界では、何を指すべきなのか。HI (ヒューマン・インターフェース) は必要だが、それだけでは何を拡張したいのか不明である。「痛み」の拡大という『サロゲート』での問題は起こりうる。こうした事例をもとにしながら、制御という技術の問題域を探っていく。



### 提題3 久木田 水生 (名古屋大学)

「朋あり遠方より来る：テレプレゼンス技術によるコミュニケーションの変容とその課題」

VRやテレロボティクスなどのテレプレゼンス技術は、新しい形のコミュニケーションを可能にするものであり、そのことは私たちの人間関係の在り方に大きな影響を与える可能性がある。それゆえテレプレゼンスの技術をよりよく活用するためには、その特色、利点と課題、長期的なリスクについて考察することが重要である。本発表では、特にVR上のアバターの非言語的な振る舞い(表情、仕草、声音など)をコントロールする技術の効果に注目する。会話における非言語的な振る舞いは、円滑なコミュニケーションにとって重要であるが、しかしコントロールの難しいものである。VRの技術はこれを効果的にコントロールすることを可能にする。しかしこういった非言語的な情報がもともと持っていた意味を考えるならば、これは手放して歓迎できることではないかもしれない。

### 提題4 宮林 正恭 (松蔭大学)

「テレプレゼンスに伴うリスク」

Covid19のパンデミックの結果、人の対面による交流が著しく制限され、それに対する対応策としてテレプレゼンスの手法が急速に一般化してきている。それはズームなどによる遠隔会議のレベルのものから、VR、アバターなどを使用するより高度な方式へと発展を遂げつつある。遠隔会議方式のものについてはそのセキュリティーが問題となったが、より高度なものについては、セキュリティーのみならず、それを使った行動や活動によって人間が受ける影響、さらにはそのようなテレプレゼンスが広く使われるようになった組織、コミュニティ、社会が受ける影響およびそれがもたらす変化において、いろいろなリスクの存在が予想される。このリスクについてリスク危機マネジメントの視点から検討を加え、リスクの低減あるいはリスクの発現による危機発生の際の被害の低減のために現段階においてやりうる方策について考える。

### 提題5 大家 慎也

「テレワークの現状と応用哲学的課題」

テレプレゼンス・レイグジスタンス技術を用いた具体的な実践の一つとして、テレワーク(情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方<sup>1)</sup>)があげられる。テレワークという発想自体は新しいものではなく、日本でもブロードバンドの普及とともにその利用は増加傾向にあった。しかし、昨年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、その防止対策として、テレワークの利用は急増した。その過程で、これまで明確でなかったものを含め様々な課題が浮き彫りになってきた。

本発表では、今回の急速なテレワーク導入の結果とそこに見出される課題について、研究調査を取りまとめて分析を行う。そのうえで、技術が可能にした新たな労働の可能性とその課題という観点から、テレプレゼンス・レイグジスタンス技術自体を捉えなおす視点を提供したい。

1) 一般社団法人日本テレワーク協会による定義。 [https://japan-telework.or.jp/tw\\_about-2/](https://japan-telework.or.jp/tw_about-2/) 2021/2/9 閲覧

清水 右郷 (国立循環器病研究センター医学倫理研究部)・加藤 隆文 (大阪成蹊大学)・伊沢 亘洋 (京都大学)・野内 玲 (信州大学)・村上 道夫 (福島県立医科大学)

## 社会派科学哲学を育むための広場

分野としての科学哲学は、20世紀の中頃に専門職化を通じて政治色を薄めたが、近年、その見直しが始まっている(伊勢田, 2017)。海外では「社会派科学哲学」の研究成果が増えてきており(伊勢田, 2020)、*Society for Philosophy of Science in Practice*のような新しい学協会も動き出している。日本の中でも社会派科学哲学と呼べそうな研究が少しずつ増えてきている(e.g. 松王, 2020)。

こうした動きはあるものの、社会派科学哲学としてどのようなアプローチがありうるのか、何が社会的に有益な貢献なのか、まだまだ手探りの状態にある。哲学としての強みを活かしながら現代社会との関与を強めるためには、アプローチについての意見交換が役に立つだろう。そこで、このワークショップでは、社会派科学哲学に関心を持つ人が意見交換するための「見本市」を開く。具体的には、四人の若手哲学者から報告があり、非哲学者からコメントを受けた後、参加者を交えて意見交換を行う。四人の報告内容は社会派科学哲学としてこれから花開くような「苗」であり、しかも多様な「苗」を揃えているので、科学哲学の様々な可能性を探るきっかけになれば幸いである。

加藤は、科学者の探究活動と一般社会との間にどのような関係が取り結ばれるべきかを問う。ややもすると科学的探究は、それ以外の社会活動、例えば倫理的探究や政治的な探究活動とは切り離されたものと考えられがちである。もちろん科学的探究には相応の自律性が認められて然るべきであり、19世紀後半に探究の共同体について言及しながらプラグマティズムを打ち出したチャールズ・パースの念頭にもそうした思想があった。しかしながら現代のプラグマティズム研究の潮流の中で、パースの共同体論を倫理学や政治といった分野に応用しようとする意欲的な試みが見られる(e.g. Misak 2000)。こうした新しいプラグマティズムの思想が、社会の中の科学者の位置を捉え直すうえでどのように有効であるのか(あるいは限界があるのか)を、本発表では検討する。

清水は、1970-80年代の米国のリスク論に焦点をあてた報告をする。この時期のリスク論は、「トランスサイエンス」や「レギュラトリーサイエンス」といった現代の科学論上の重要概念を生み出したが、その経緯はあまり詳しく検討されてこなかった。本発表では当時の状況や対立点を丁寧に辿り、現在の我々の誤解を正したり、有益な示唆を得ることを目指す。

伊沢は、価値判断をめぐる近年の科学哲学を検討する。科学的推論の中で非認識的価値判断がなされるべきであるという立場が広く認められつつある一方で、価値判断が不適切に使用されるケースは容易に想定されうる。例えば製薬企業が自社の利益のために本当は効果がない薬を効果があるかのようにデータを解釈するといったことが考えられる。このこ

とから、どういう時に価値判断が適切/不適切なのかという判別基準を検討する必要があるだろう。この適切/不適切の判別基準として、科学哲学者ダグラスは間接/直接的役割という価値の働き方の区別を設けるアプローチを提案したが、これには多くの問題があることが指摘されている。本発表ではダグラス以降に提案された代案を紹介し、それらの妥当性を検討したい。

野内は、研究の再現性問題について報告する。近年、統計の誤用や悪用によって再現性が確認できない論文の撤回は、とりわけ医学や心理学分野を中心に後を絶たない。この研究の再現性問題は、関連する研究分野のこともあって学術研究の社会的応用の成否に直結し、学術知の在り方だけでなく、その社会的側面にも強く影響を及ぼすものである。科学哲学での状況に目を向ければ、2018年にはスタンフォード哲学百科事典に項目"Reproducibility of Scientific Results"が追加された他、*The European Journal for Philosophy of Science*でも再現性問題を扱う特集号の論文募集が行われ、関連論文も発表されつつある。歴史を紐解けば、科学的主張の正当化の問題として再現性に言及した議論は以前からあるが、ここに社会的影響力が強く関係する問題設定が登場したのである。本発表では、社会派科学哲学の活動の一部として、当該問題に関する議論状況のサーベイ結果を発表する。

以上四名の報告の後、村上から、科学と社会の間で研究を続けてきた経験を元に、忌憚無く社会派科学哲学への期待や批判を述べてもらう。

参考文献：

伊勢田哲治 (2017)「社会派科学哲学の復権」, 中島秀人編『ポスト冷戦時代の科学／技術』, 岩波書店

伊勢田哲治 (2020)「科学哲学の方法」, 藤垣裕子責任編集『科学技術社会論の挑戦3 「つなぐ」「こえる」「動く」の方法論』, 東京大学出版会

松王政浩 (2020)『科学哲学からのメッセージ：因果・実在・価値をめぐる科学との接点』, 森北出版

Misak, Cheryl. (2000) *Truth, Politics, Morality: Pragmatism and Deliberation*. London and New York: Routledge.

応用哲学会第十三回年次研究大会予稿集

---

発行日：2021年5月7日

編集：応用哲学会